Ī	現	改 訂 案	5和2年4月改訂 摘 要
	12. 施工の基本事項	12. 施工の基本事項	施行規則第36条第3号引用
	12. 1 施工の基本事項	12. 1 施工の基本事項	
	1. 給水装置工事を施工するときは、配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事に関する工法、 <mark>工期</mark> その他の工事上の条件に従い施行すること。	1. 給水装置工事を施工するときは、配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口 からメーターまでの工事に関する工法、その他の工事上の条件に従い施行すること。	削除
	<解 説>	<解 説>	
	1. 本市が定める工事に関する工法、工期その他の条件は次によること。	1. 本市が定める工事に関する工法、工期その他の条件は次によること。	
	(1) 工法について	(1) 工法について	
	アー分岐方法	アー分岐方法	
	(7) 分岐は、口径 350 mm以下の配水管等から行うこと。	(7) 分岐は、口径 350 mm以下の配水管等から行うこと。	
	(イ) 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに引込む給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字 管又はチーズ、二受T字管を用いること。	(イ) 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに引込む給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字 管又はチーズ、二受T字管を用いること。	
	(ウ) サドル付分水栓及び割T字管による分岐は、適切に作業を行うことが出来る技能を有する者が行うこと。	(ウ) サドル付分水栓及び割T字管による分岐は、適切に作業を行うことが出来る技能を有する者が行うこと。	
	(エ) 分岐にあたっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付けは、ボルトの締付けが片締めにならないよう均等に締付けること。	(エ) 分岐にあたっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付けは、ボルトの締付けが片締めにならないよう均等に締付けること。	
	(オ) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。	(オ) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。	
	(カ) せん孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。	(カ) せん孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。	
	(キ) 分岐部には、防食(ポリエチレンシート、防食用コア等)及び沈下防止等の防護を施すこと。	(キ) 分岐部には、防食(ポリエチレンシート、防食用コア等)及び沈下防止等の防護を施すこと。	
	※ 詳細については、「8. 分岐及び撤去」「14. 分岐及び撤去工事」「17. 給水装置の防護」によること。	※ 詳細については、「8. 分岐及び撤去」「14. 分岐及び撤去工事」「17. 給水装置の防護」によること。	
	イ 給水管及び給水用具の設置方法	イ 給水管及び給水用具の設置方法	
	(7) 屋外配管	(7) 屋外配管	
	a 給水管の埋設深さは、国道 1.2m、その他の道路 1.1m以上、宅地内 1.0m以上とすること。	a 給水管の埋設深さは、国道 1.2m、その他の道路 1.1m以上、宅地内 1.0m以上とすること。	
	1 がも燃が休み四部長した光力がに控与すばへが、する即居がの 101 によって	1 がしばいはの田田県したゲカルに校上でほんに、その田原じの 11 によって	1

- b 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、その間隔が30 cm以上であること。
- c 単層ポリエチレン管(平成3年以前布設)は、内面剥離により出水不良等の事故が危惧される ことから、状況に応じポリエチレン二層管又は配水用ポリエチレン管に布設替えすることが望ま

※ 詳細については、「13.1 土工定規」「15. 給水装置の施工」によること。

- (イ) 給水管の防護
 - a 開きょ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。 また、軌道下を横断する場合は、必要に応じてヒューム管等さや管で防護をすること。
 - b 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず逸脱防止を施すものとし、必要に応じて コンクリート等で防護すること。
 - ※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。

- b 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、その間隔が30 cm以上であること。
- c 単層ポリエチレン管(平成3年以前布設)は、内面剥離により出水不良等の事故が危惧される ことから、状況に応じポリエチレン二層管又は配水用ポリエチレン管に布設替えすることが望ま しい。

※ 詳細については、「13.1 土工定規」「15. 給水装置の施工」によること。

- (イ) 給水管の防護
 - a 開きょ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。 また、軌道下を横断する場合は、必要に応じてヒューム管等さや管で防護をすること。
 - b 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず逸脱防止を施すものとし、必要に応じて コンクリート等で防護すること。
 - ※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。

(ウ) 給水管の防食	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
 お書の大松の政権については、「18.6者の後の知識」によること。 企業が生し、教育新については、「16.0 その他の発生用など理解」、「36.4 程度するおされのある場所に設置すること。 労命を受しが高いを持算との時で、 資際におきたる給水管には、日後の面以上の場合は、大阪用用線用用係ポシートを敷設し、口程を加加上の場合は、大阪用理線用があったとの場合は、更にが通用を表示ケースを信仰に出り付けること。 仕切か、削りた砂川仕切か、中りか付力水冷、メーラー及が輸水資本等にな、それぞれ見出落を貼り付けること。 と 仕切か、削りた砂川仕切か、中りか付力水冷、メーラー及が輸水資本等にな、それぞれ見出落を貼り付けること。 と 仕切か、削りた砂川仕切か、中りか付力水冷、メーラー及が輸水資本等にな、それぞれ見出落を貼り付けること。 で 下腹については、「18.0 給水機関の明売」によること。 ② 下腹については、「18.0 給水機関の明売」によること。 グラのは、関いた助きを指定することがあるので事所に本市と協議すること。 大 分験にあたっては、本市に事所に連絡すること。 イ 分験にあたっては、本市に事所に連絡すること。 大 分験とりでは、本市に事所に連絡すること。 大 分験とりでは、本市に事所に連絡すること。 大 分験とりでは、本市に事所に連絡すること。 大 分験とりでは、本市に事所に連絡すること。 大 分類にあたっては、本市に事所に連絡すること。 大 分類にあたっては、本市に事所に連絡すること。 大 分類とり物ま工事」によること。 大 分類とり物ま工事」によること。 大 分類とり物ま工事」によること。 大 分別とり物ま工事」によること。 大 分別とり物ま工事」によること。 大 分別とり物ま工事」によること。 大 方面のは一部に対しまると、 大 の地域とり物ま工事」によること。 大 のは、 が出した。	a 鋳鉄管の管路は、防食用ポリエチレンスリーブで被覆し腐食防止を図ること。 ※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。 (エ) 止水用具 a 止水用具は、給水装置の改造、修繕、使用中止等の際に使用(閉栓)するため、他の需要者への影響を極力小さくするよう配置すること。 b メーター直前には、止水用具を設置すること。 c 屋外に設置する止水用具は、専用のきょうで保護し、維持管理の容易な位置を選定すること。※ 詳細については、「7. 8. 1 止水用具」によること。 (オ)その他の器具及び装置 a 排水装置は、口径 75 mm以上で遠距離の給水管及び維持管理上必要な場合に設置すること。	(f) 給水管の防食 a 鋳鉄管の管路は、防食用ポリエチレンスリーブで被覆し腐食防止を図ること。 ※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。 (エ) 止水用具 a 止水用具は、給水装置の改造、修繕、使用中止等の際に使用(閉栓)するため、他の需要者への影響を極力小さくするよう配置すること。 b メーター直前には、止水用具を設置すること。 c 屋外に設置する止水用具は、専用のきょうで保護し、維持管理の容易な位置を選定すること。 ※ 詳細については、「7. 8. 1 止水用具」によること。 (オ)その他の器具及び装置 a 排水装置は、口径 50 mm以上で遠距離の給水管及び維持管理上必要な場合に設置すること。 b 消火栓の設置については、「15.6 消火栓の設置」によること。 c 空気弁は、給水管(口径 75 mm以上)に空気が停滞し、通水を阻害するおそれのある場所に設置するもので、管路の高低を調査し凸部に設置すること。 ※ 詳細については、「7.10 その他の給水用具及び装置」、「20. 標準図」によること。 (カ)給水管及び給水用具の明示 a 道路に布設する給水管には、口径 50 mm以上の場合は、水道用埋設用標示シートを敷設し、口径 75 mm以上の場合は、更に水道用管表示テープを管頂に貼り付けること。 b 仕切弁、消火栓用仕切弁、サドル付分水栓、メーター及び給水管末端には、それぞれ見出標を貼り付け、その位置を明示すること。 ※ 詳細については、「18. 給水装置の明示」によること。 (2)その他 ア 断水を伴う工事は、断水日時を指定することがあるので事前に本市と協議すること。 なお、施工予定日の4日前(休日を除く)までには検査係(担当者)と協議を終えること。 イ 分岐にあたっては、本市に事前に連絡すること。	摘 文言修正	要

	ŕ	和2年4月	改訂
現	改訂案	摘	
13. 2 掘 削	13. 2 掘 削		
 掘削方法の選定にあたっては、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。 舗装の切断は、カッター等を使用し直線的に丁寧に切取ること。また、工事の施工によって生じた舗装塊等の産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮すること。 掘削は事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とし、現場状況によっては貫孔機を使用するなど必要最小限とすること。 	 掘削方法の選定にあたっては、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。 舗装の切断は、カッター等を使用し直線的に丁寧に切取ること。また、工事の施工によって生じた舗装塊等の産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮すること。 掘削は事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とし、現場状況によっては貫孔機を使用するなど必要最小限とすること。 		
(解説》)1. 掘削は、溝掘り、つぼ掘りとし、床付面は平坦に仕上げること。また、機械掘削と人力掘削の選定にあたっては、次の事項に留意すること。 (1) 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況 (2) 地形(道路の屈曲及び傾斜等)及び地質(岩、軽石、軟弱地盤等)による作業性 (3) 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件 (4) 工事現場への機械輸送の可否 2. 舗装塊が多量に発生した場合は、本市の指定する再生プラントに運搬すること。また、コンクリート塊等産業廃棄物は、所定の場所に運搬し処分すること。 3. 工事の施工については、次によらなければならない。 (1) 道路の掘削にあたっては、施工目前日(休日を除く)の正午までに検査係担当者に連絡すること。 (2) 道路を掘削する場合は一日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。 (3) 掘削にあたっては、工事場所の交通安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員(交通整理員等)を配置すること。また、工事作業員の安全についても十分留意すること。 (4) 工事に際しては、あらかじめ所轄警察署長、道路管理者等の連絡先を確認すること。また、万一不測の事故等が発生した場合は、これらに通報するとともに、検査係担当者に連絡すること。また、埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。また、埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従うとともに、検査係担当者に連絡すること。	(解説》 掘削は、溝掘り、つぼ掘りとし、床付面は平坦に仕上げること。また、機械掘削と人力掘削の選定にあたっては、次の事項に留意すること。 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況 地形(道路の屈曲及び傾斜等)及び地質(岩、軽石、軟弱地盤等)による作業性 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件 工事現場への機械輸送の可否 舗装塊が多量に発生した場合は、本市の指定する再生プラントに運搬すること。また、コンクリート塊等産業廃棄物は、所定の場所に運搬し処分すること。 工事の施工については、旅によらなければならない。 道路の掘削にあたっては、施工目前日(休日を除く)の正年までに検査係担当者に連絡すること。 道路を掘削する場合は一日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。 加削にあたっては、工事場所の交通安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員(交通整理員等)を配置すること。また、工事作業員の安全についても十分留意すること。 工事に際しては、あらかじめ所轄警察署長、道路管理者、他の埋設管理者等の連絡先を確認すること。また、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに関係各所及び検査係担当者に連絡すること。また、埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。また、埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従うとともに、検査係担当者に連絡すること。 	内容の明確	在

現		和2年4.	要
4. 掘削断面の決定にあたっては、次の事項に留意すること。 (1) 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及 び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全、かつ、確実な施工ができるような断面及 び土留工を決定すること。 (2) 掘削深さが 1.5mを超える場合は、切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、土留工を施すものとする。 (3) 掘削深さが 1.5m以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な 勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すものとする。 5. 貫孔機を使用して布設できる管は、概ね口径 25 mmまでである。	 4. 掘削断面の決定にあたっては、次の事項に留意すること。 (1) 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全、かつ、確実な施工ができるような断面及び土留工を決定すること。 (2) 掘削深さが 1.5mを超える場合は、切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、土留工を施すものとする。 (3) 掘削深さが 1.5m以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すものとする。 	削除	
13. 3 埋 戻 し 1. 埋戻しは、管布設後速やかに行うこと。 2. 埋戻しにあたっては、良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締固めるとともに、布設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。 3. 埋戻しは、一層の厚さが 30 cm以下(路床部は、20 cm以下)を基本として一層ごと入念に締固め、沈下を生じないように施工すること。 4. 地下水位の高い場所の埋戻しにあたっては、適正な埋戻し材で行うこと。	3.3 埋 戻 し 1. 埋戻しは、管布設後速やかに行うこと。 2. 埋戻しにあたっては、良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締固めるとともに、布設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。 3. 埋戻しは、一層の厚さが 30 cm以下(路床部は、20 cm以下)を基本として一層ごと入念に締固め、沈下を生じないように施工すること。 4. 地下水位の高い場所の埋戻しにあたっては、適正な埋戻し材で行うこと。		
1. 埋戻しは、掘削を行った当日に行うこと。 2. 道路内における埋戻しは、道路管理者の承認を受け、指定された土砂を用いて、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物まわりの埋戻しにあたっては、埋設物保護の観点から砂等の良質な土砂を用い入念に施工する必要がある。 3. 締固めは、タンパー、振動ローラ等の転圧機によることを原則とする。ただし、埋設管及び埋設物の周囲は、人力による転圧とする。	 (解 説> 1. 埋戻しは、掘削を行った当日に行うこと。 2. 道路内における埋戻しは、道路管理者の承認を受け、指定された土砂を用いて、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物まわりの埋戻しにあたっては、埋設物保護の観点から砂等の良質な土砂を用い入念に施工する必要がある。 3. 締固めは、タンパー、振動ローラ等の転圧機によることを原則とする。ただし、埋設管及び埋設物の周囲は、人力による転圧とする。 4. 地下水位の高い場所及び土質が軟弱な場合については、砂等の良質な土砂に置換えすること。 		

現	改訂案	相 2 年 4 月 改訂
13. 4 道 路 復 旧	13. 4 道 路 復 旧	1149
1. 道路復旧は、道路管理者の許可条件を遵守し、速やかに原形に復旧すること。 2. 路床は、不陸整正を行った後、十分転圧すること。 3. 路盤材料(砂・砕石)の敷均しは、均等に過不足のないよう行い、十分締固めをすること。 4. 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面にすりつくように敷均して、十分転圧すること。 5. 舗装本復旧は、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凹凸がないよう適正な機種で転圧すること。 6. 道路復旧に使用する路盤材料及びアスファルト材料は、札幌市土木工事共通仕様書等の規定によること	1. 道路復旧は、道路管理者の許可条件を遵守し、速やかに原形に復旧すること。 2. 路床は、不陸整正を行った後、十分転圧すること。 3. 路盤材料(砂・砕石)の敷均しは、均等に過不足のないよう行い、十分締固めをすること。 4. 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面にすりつくように敷均して、十分転圧すること。 5. 舗装本復旧は、影響幅を考慮した復旧幅にて、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凹凸がないよう適正な機種で転圧すること。 6. 道路復旧に使用する路盤材料及びアスファルト材料は、札幌市土木工事共通仕様書等の規定によること	文言追加
 〈解 説〉 1. 札幌市が管理する道路の復旧は、「札幌市道路占用許可条件書(一般条件)」に従うこと。 2. 国道の道路復旧は、事前に道路管理者と協議し指示に従うこと。 3. 特殊舗装(インターロッキング等)は、道路管理者の復旧条件に従うこと。 4. 指定事業者は、舗装本復旧工事が完了するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行い、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をすること。 5. 舗装仮復旧は、次によること。 (1) 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工すること。 (2) 仮復旧の厚さは、歩道及び車道ともに3cmとすること。 (3) 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により表示すること。 6. 舗装本復旧完了後は、速やかに検査係担当者に連絡すること。 	〈解 説〉 1. 札幌市が管理する道路の復旧は、「札幌市道路占用許可条件書(一般条件)」に従うこと。 2. 国道の道路復旧は、事前に道路管理者と協議し指示に従うこと。 3. 特殊舗装(インターロッキング等)は、道路管理者の復旧条件に従うこと。 4. 指定事業者は、舗装本復旧工事が完了するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行い、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をすること。 5. 舗装仮復旧は、次によること。 (1) 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工すること。 (2) 仮舗装の厚さは、歩道及び車道ともに3cm以上とすること。 (3) 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により表示すること。 6. 舗装本復旧は、許可条件に基づく影響幅を考慮して施工し、施工完了後は、速やかに検査係担当者に連絡すること。	文言修正文言追加

 頁
 現
 行
 改訂案
 摘要

 142
 142
 142
 142
 142
 142
 142
 142
 142
 142
 143
 144
 144
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 145
 <

14. 1 分岐及び撤去

1. 分岐(サドル付分水栓,割T字管等)及び分岐部の撤去は、適切な作業を行う事が出来る 技能を有する者が施工、又は監督を行うこと。

14. 分岐及び撤去工事

- 2. 断水を伴う工事は、事前に本市と協議すること。
- 3. 分岐の位置(取付け)は、既存の分岐部及び管末から所定の間隔を確保すること。
- 4. 分岐部には、防食及び沈下防止等の防護を施すこと。
- 5. 配水用ポリエチレン管の分岐及び撤去部には、有機溶剤等の浸透防止の防護を施すこと。

<解 説>

- 1. 分岐・撤去方法は、「8. 分岐及び撤去」によること。
- 2. 分岐・撤去の給水用具は「11. 給水装置工事材料の基準」によること。
- 3. 分岐の位置(取付け)と、既存の分岐部、管末及び継手との間隔は、次のとおりとする。

分岐方法	種類	間隔
サドル付分水栓	分水栓、管末及び継手	0.3m以上
割T字管	割T字管及び管末	1.0m以上
	分水栓及び継手	0.5m以上

管路を管末から延長する予定のある場合は、分岐部と管末の間隔を 0.5m以上とすること。 また、異形管からは分岐しないこと。

4. 分岐にあたっては、分水栓等見出標、仕切弁の位置、消火栓での聴音及び表示テープ(青色)等により配水管の確認を行った後、施工すること。

他埋設管の外装管使用管種及び表示色

- (1) 電信電話 (赤) ・・・・塩ビ管、ヒューム管 (口径 700 mm以上) 、鋳鉄管、石綿セメント管、陶管、トラフ、鋼管、 (アスファルトジュート被覆、ポリエチレン被覆)
- (2) 電気 (オレンジ)・・・ヒューム管、鋼管、硬質塩ビ管、トラフ、波付ポリエチレン管、FRP 管
- (3) ガス管(緑)・・・・鋳鉄管、鋼管、PLP鋼管(ビニール被覆)
- (4) 熱 水 管 (黄) ・・・・鋼管 (コールタールエナメル塗装)
- (5) 下水管(茶)・・・・鉄筋コンクリート管、塩ビ管、鋳鉄管
- 5. 分岐及び撤去にあたっては、施工日前日(休日を除く)の正午までに検査係担当者に連絡すること。

14. 分岐及び撤去工事

14. 1 分岐及び撤去

- 1. 分岐(サドル付分水栓,割T字管等)及び分岐部の撤去は、適切な作業を行う事が出来る 技能を有する者が施工、又は監督を行うこと。
- 2. 断水を伴う工事は、事前に本市と協議すること。
- 3. 分岐の位置(取付け)は、既存の分岐部及び管末から所定の間隔を確保すること。
- 4. 分岐部には、防食及び沈下防止等の防護を施すこと。
- 5. 配水用ポリエチレン管の分岐及び撤去部には、有機溶剤等の浸透防止の防護を施すこと。

<解 説>

- 分岐・撤去方法は、「8. 分岐及び撤去」によること。
- 2. 分岐・撤去の給水用具は「11. 給水装置工事材料の基準」によること。
- 3. 分岐の位置(取付け)と、既存の分岐部、管末及び継手との間隔は、次のとおりとする。

分岐方法	種類	間隔
サドル付分水栓	分水栓、管末及び継手	0.3m以上
割T字管	割T字管及び管末	1.0m以上
	分水栓及び継手	0.5m以上

管路を管末から延長する予定のある場合は、分岐部と管末の間隔を 0.5m以上とすること。 また、異 形管からは分岐しないこと。

4. 分岐にあたっては、分水栓等見出標、仕切弁の位置、消火栓での聴音及び表示テープ (青色) 等により 配水管の確認を行った後、施工すること。

他埋設管の外装管使用管種及び表示色

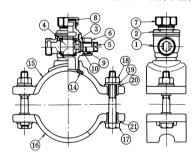
- (1) 電信電話 (赤) ・・・・塩ビ管、ヒューム管 (口径 700 mm以上) 、鋳鉄管、石綿セメント管、陶管、トラフ、鋼管、 (アスファルトジュート被覆、ポリエチレン被覆)
- (2) 電気(オレンジ)・・ヒューム管、鋼管、硬質塩ビ管、トラフ、波付ポリエチレン管、FRP管
- (3) ガス管(緑)・・・・鋳鉄管、鋼管、PLP鋼管(ビニール被覆)
- (4) 熱 水 管 (黄) ・・・・鋼管 (コールタールエナメル塗装)
- (5) 下水管(茶)・・・・鉄筋コンクリート管、塩ビ管、鋳鉄管
- 5. 分岐及び撤去(公道部を施工する場合)にあたっては、工事情報を共有し、問い合わせ等に迅速に対応するため、担当の配水管理課に通知する必要があることから、必ず、施工日前日(休日を除く)の正午までに検査係担当者に連絡すること。

なお、施工目前目の午後以降の連絡は関係課への通知の関係上、原則受け付けない。

文言追加

行 6. 断水が伴う工事は、施工予定日の4日前(休日を除く)までに断水計画書を検査係担当者に提出し、協議 6. 断水が伴う工事は、施工予定日の4日前もしくは、断水ビラを配布する2日前(休日を除く)までに断水 文言追加 143 すること、また、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布すること、なお、断水操作については、担当職 員の指示のもと指定事業者が行うこと。また、工事完了後は検査係担当者へ報告すること。

- 7. 指定事業者が施工する分岐及び撤去は、原則として平日の9時から17時までに埋戻しを完了すること。
- 8. サドル付分水栓による分岐は、下記に基づき実施すること。
 - (1) 本市が指定しているサドル付分水栓はボール式であり、分岐にあたっては、その構造及び特徴をよ く理解し、事故の無いよう慎重に行うこと。
 - (2) 分岐にあたっては、配水管の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の分水用具のボルトの締付けが、 片締めにならないよう均等に締付けること。
 - (3) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。 また、磨耗したドリル及びカッターは、管のライニング材のめくれ、剥離等を生じやすいので使用し ないこと。
 - (4) サドル付分水栓の取付け
 - DIP用サドル付分水栓、塩ビ管 (VP) 用サドル付分水栓標準図



部品番号	部品名	部品番号	部品名
1	胴	10. 11. 12	Oリング
2	ボール押さえ	13	ブッシュ
3	ボール	14	サドル取付ガスケット
4	ボールシート	15	サドル
5	栓棒	16	バンド
6	保護ナット	17. 18	ボルト・ナット
7	キャップ	19	平座金
8	ガスケット	20. 21	絶縁体
9	止めピン		

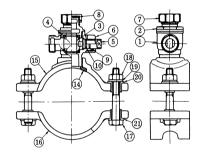
- ア DIP用サドル付分水栓の取付け
- (7) 鋳鉄管の下部まで、ポリエチレンシートが取付け可能なように十分掘削するとともに、鋳鉄管の せん孔部周辺を露出し、ウエス等でよく清掃する。
- (4) サドルをせん孔部の正しい位置に垂直に乗せる。
- (ウ) ボルト・ナットに土等の付着物が無いよう清掃する。
- (エ) サドルにバンドを組合せ、絶縁体が外れないように締付ボルトを通し、座金及びナットを取付 け、再度位置を確認した後、片締めや焼付けが起きたり、絶縁体が割れないよう、慎重に所定の標 準締付トルク(表14-1)で締付ける。

計画書及び断水ビラを検査係担当者に提出し、協議を行い、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布する こと。なお、断水操作及び通水操作については、検査係担当者との事前協議をもとに指定事業者が行い、工 事完了後は検査係担当者へ報告すること。また、必要に応じて、検査係担当者が立ち合う場合がある。

≣Τ

광

- 7. 指定事業者が施工する分岐及び撤去は、原則として平日の9時から17時までに埋戻しを完了すること。
- 8. サドル付分水栓による分岐は、下記に基づき実施すること。
 - (1) 本市が指定しているサドル付分水枠はボール式であり、分岐にあたっては、その構造及び特徴をよ く理解し、事故の無いよう慎重に行うこと。
 - (2) 分岐にあたっては、配水管の外面を十分清掃し、サドル付分水枠等の分水用具のボルトの締付けが、 片締めにならないよう均等に締付けること。
 - (3) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。 また、磨耗したドリル及びカッターは、管のライニング材のめくれ、剥離等を生じやすいので使用し ないこと。
 - (4) サドル付分水栓の取付け
 - DIP用サドル付分水栓、塩ビ管 (VP) 用サドル付分水栓標準図



部品番号	部品名	部品番号	部 品 名
1	胴	10. 11. 12	Oリング
2	ボール押さえ	13	ブッシュ
3	ボール	14	サドル取付ガスケット
4	ボールシート	15	サドル
5	栓棒	16	バンド
6	保護ナット	17. 18	ボルト・ナット
7	キャップ	19	平座金
8	ガスケット	20. 21	絶縁体
9	止めピン		-

- ア DIP用サドル付分水栓の取付け
- (7) 鋳鉄管の下部まで、ポリエチレンシートが取付け可能なように十分掘削するとともに、鋳鉄管の せん孔部周辺を露出し、ウエス等でよく清掃する。
- (イ) サドルをせん孔部の正しい位置に垂直に乗せる。
- (ウ) ボルト・ナットに土等の付着物が無いよう清掃する。
- (エ) サドルにバンドを組合せ、絶縁体が外れないように締付ボルトを通し、座金及びナットを取付 け、再度位置を確認した後、片締めや焼付けが起きたり、絶縁体が割れないよう、慎重に所定の標 準縮付トルク(表14-1)で縮付ける。

要

頁 148

オ 插入棒を引上げる。

- カ 分水栓の栓棒を全閉にする。
- キ コア取付工具を取外す。
- (2) コアの取付方法
- ア 取付方法の種類及び概要 (下図参昭)

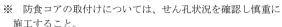
取付方法は、使用する工具により次の2つに大別される。

(ア) 打込み方法

せん孔作業終了後、専用挿入器によりコアをせん孔部へ 挿入し、その後、ハンマーによる打込みで挿入棒を押下げ、 コア先端部を広げる方法。

(イ) 押込み方法

せん孔作業終了後、専用挿入器又はせん孔ドリルを挿入 棒に取替えたせん孔機によりコアをせん孔部へ挿入し、そゴムバッ の後、送りにより挿入棒を押下げ、コア先端部を広げる方



(3) コアの形状寸法及び材質

ア形状寸法

コアの形状寸法は、次のとおりである。

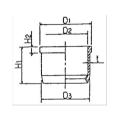
防食コアの寸法 (単位mm)

(2)	17)
H 1	H 2

行

記号	D 1	D 2	D 3	t
許容差	+0	+0.1	+0	
呼び径へ	-0.2	-0.1	-0.2	_
φ 20	20.0	16.0	18.0	1.0
φ 25	25. 0	21.0	23.0	1.0
φ 30	30.0	25.6	28.0	1.0
φ 40	40.0	35. 2	38.0	1.4
φ 50	50.0	44. 0	47.0	1.5

H 1	H 2
_	_
19.0	3.0
21.0	5.0
25. 0	5. 0
28. 0	5. 0
31.5	5.0

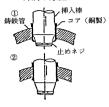


イ 材 質

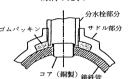
コアの材質は、銅管 (IWWA H 101 水道用銅管) と同質であり、IIS H 3300 (銅及 び銅合金継目無管)のC1220T (りん脱酸銅)とする。

- 10. 割丁字管による分岐は、下記に基づき実施すること。
- (1) 割丁字管の取付け(付切弁の取付けを含む)
- ア 取付けにあたっては、既設管の清掃を十分に行うこと。
- イ 取付けは水平に行い、ゴムパッキンにねじれが生じないよう均等に締付けること。
- ウ 仕切弁の取付けは、「15.4 止水用具の設置」「20. 標準図」によること。

(取付け方法)



(取付け完了)



- オ 插入棒を引上げる。
- カ 分水栓の栓棒を全閉にする。
- キ コア取付工具を取外す。
- (2) コアの取付方法
- ア 取付方法の種類及び概要 (下図参照)

取付方法は、使用する工具により次の2つに大別される。

광

≣T

(ア) 打込み方法

せん孔作業終了後、専用挿入器によりコアをせん孔部へ 挿入し、その後、ハンマーによる打込みで挿入棒を押下げ、 コア先端部を広げる方法。

(イ) 押込み方法

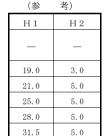
せん孔作業終了後、専用挿入器又はせん孔ドリルを挿入 棒に取替えたせん孔機によりコアをせん孔部へ挿入し、そ ゴムバ の後、送りにより挿入棒を押下げ、コア先端部を広げる方

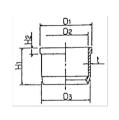
- ※ 防食コアの取付けについては、せん孔状況を確認し慎重に 施工すること。
- (3) コアの形状寸法及び材質
- ア形状寸法

コアの形状寸法は、次のとおりである。

防食っアの寸法 (単位mm)

		の可伝(平1江11111)	
記号	D 1	D 2	D 3	t
許容差	+0	+0.1	+0	
呼び径	-0.2	-0.1	-0.2	_
φ 20	20.0	16.0	18.0	1.0
φ 25	25.0	21.0	23.0	1.0
φ 30	30.0	25.6	28.0	1.0
φ 40	40.0	35. 2	38.0	1.4
φ 50	50.0	44.0	47.0	1.5





(取付け方法)

(取付け完了)

・ 止めネジ

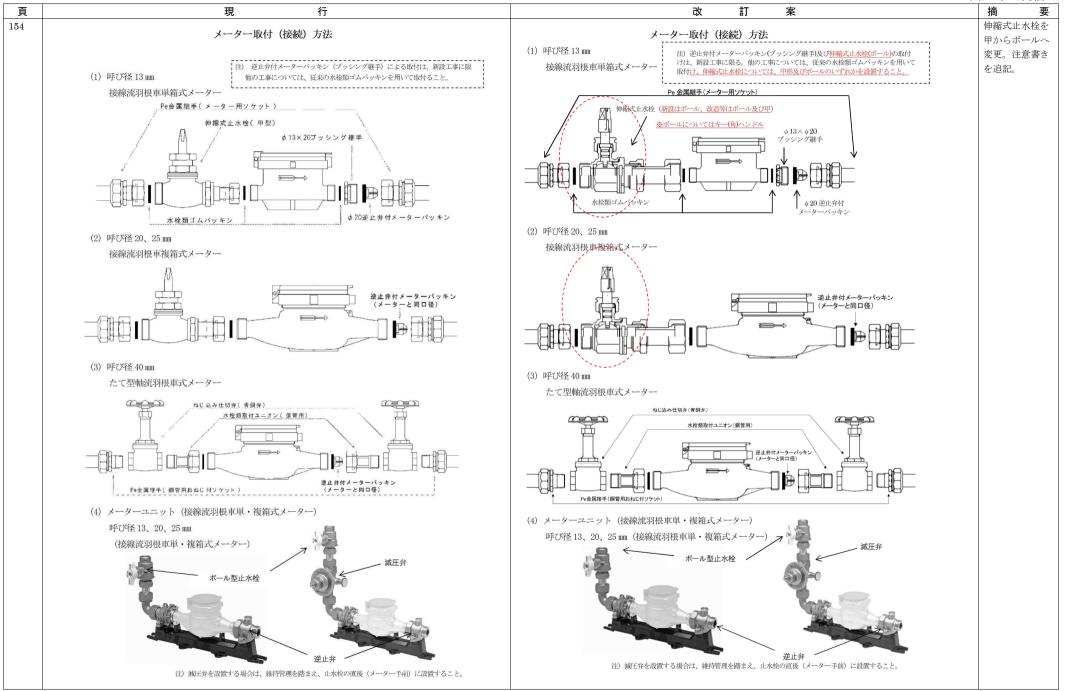
分水栓部分

コアの材質は、銅管 (IWWA H 101 水道用銅管) と同質であり、IIS H 3300 (銅及 び銅合金継目無管)のC1220T (りん脱酸銅)とする。

- 10. 割T字管による分岐は、下記に基づき実施すること。
- (1) 割丁字管の取付け(仕切弁の取付けを含む)
- ア 取付けにあたっては、既設管の清掃を十分に行うこと。
- イ 取付けは水平に行い、ゴムパッキンにねじれが生じないよう均等に締付けること。
- ウ 仕切弁の取付けは、「15.4 止水用具の設置」「20. 標準図」によること。
- エ 仕切弁以降にポリエチレン管または配水用ポリエチレン管を布設する場合は、フランジ短管 (L=400) を使用すること。

文言追加

令和2年4月改訂 頁 行 장 ĒΤ 室 要 15215.3 メーターの設置 15.3 メーターの設置 1. メーターは、水平に取付けること。 1. メーターは、水平に取付けること。 2. メーターの取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆取付けとならないよう施工するこ 2. メーターの取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆取付けとならないよう施工するこ と。特に、表示部回転式メーターは注意すること。 と。特に、表示部回転式メーターは注意すること。 3. メーターは、検針及び維持管理等に支障がないこと。 3. メーターは、検針及び維持管理等に支障がないこと。 4. メーターを設置するまでの間、メーター取付位置にスパンゲージ棒又はゲージ短管を取 4. メーターを設置するまでの間、メーター取付位置にスパンゲージ棒又はゲージ短管を取 付けておくこと。 付けておくこと。 <解 説> <解 説> 1. メーターは傾斜して取付けると、メーター性能、計量精度や耐久性を低下させる原因となるので、水 1. メーターは傾斜して取付けると、メーター性能、計量精度や耐久性を低下させる原因となるので、水 平に取り付けること。 平に取り付けること。 2. メーターは逆方向に取付けると、正規の計量指針を表示しないので、絶対に避けなければならない。 2. メーターは逆方向に取付けると、正規の計量指針を表示しないので、絶対に避けなければならない。 特に、表示部回転式メーターの場合は、本体の矢印及び通水による確認が必要である。 特に、表示部回転式メーターの場合は、本体の矢印及び通水による確認が必要である。 3. メーターを設置する場合は、検針が容易で、かつ、取替えが可能なスペースを確保すること。 3. メーターを設置する場合は、検針が容易で、かつ、取替えが可能なスペースを確保すること。 (1) メーターの設置にあたっては、メーター取替え等に支障がないように、15.3 メーターの設置「メー (1) メーターの設置にあたっては、メーター取替え等に支障がないように、15.3 メーターの設置「メー ター取付(接続)方法」によること。 ター取付(接続)方法」によること。 (2) 口径 75 mm以上のメーター設置にあたっては、取替えが容易に行えるようにメーター下流に継輪等を (2) 口径 75 mm以上のメーター設置にあたっては、取替えが容易に行えるようにメーター下流に継輪等を 設置すること。 設置すること。 なお、屋外での継輪等の設置位置は、メーターきょう内とすること。 なお、屋外での継輪等の設置位置は、メーターきょう内とすること。 (3) メーターを凍結するおそれのある構造の建物内等に設置する場合は、メーター等給水用具の凍結防 (3) メーターを凍結するおそれのある構造の建物内等に設置する場合は、メーター等給水用具の凍結防 止対策を講じること。 止対策を講じること。 なお、メーターは表示部回転式とし、本市承認のメーターユニットを使用して設置するとともに、 なお、メーターは表示部回転式とし、本市承認のメーターユニットを使用して設置するとともに、 メーター設置後は、指示部を検針のし易い方向に合わせること。 メーター設置後は、指示部を検針のし易い方向に合わせること。 (4) 複数のメーターを設置する場合は、メーターと使用者(部屋等)との位置関係が明確となるよう適 (4) 複数のメーターを設置する場合は、メーターと使用者(部屋等)との位置関係が明確となるよう適 正に配置すること。また、使用者がわかるようメーターきょう内にお客様番号札により表示すること。 正に配置すること。また、使用者がわかるようメーターきょう内にお客様番号札により表示すること。 (5) また、メーター止水用具に、伸縮式止水栓(ボール)を使用した場合は、お客様番号札に「ボール止 ボール止水栓を 水栓」と表記されていることを確認すること。伸縮式止水栓(ボール)以外を使用した場合で、お客 使用した場合の 様番号札に「ボール止水栓」と表記してある時は、その部分を切り落とすこと。 お客様番号札設 置方法を追記



頁	現	行	改 訂 案	摘 要
167	3. 標示シートは、他工事の掘削による折損事故を未然に降		3. 標示シートは、他工事の掘削による折損事故を未然に防止するため敷設するものであり、その敷設位置	
	は地表より 0.7mを標準とする。また、標示シートは織り	込んであるため、これを伸ばして敷設してはな	は地表より 0.7mを標準とする。また、標示シートは織り込んであるため、これを伸ばして敷設してはな	
	らない。なお、宅地内で別に仕様がある場合(官公庁等)発注工事) は、その <u>仕様によることが</u> できる。	らない。なお、宅地内で別に仕様がある場合(官公庁等の発注工事)は、その仕様によることができる。	
	4. 見出標(支給品)は、所有者と協議のうえ耐久構造物に	上貼り 前	4. 見出標(支給品)は、所有者と協議のうえ耐久構造物に貼り付けし、積雪 前	
	付けし、積雪等で見えなくならない位置とすること。また	12.34 M	等で見えなくならない位置とすること。 <mark>ただし、宅地内に設置される給水</mark> 12.34 M	
	出標に打刻する測定値は1cmまでとし、mで表示するこ	:。(右凶参照) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	用具の見出標は、所有構造物への貼り付けを原則とする。	文言追加
	見出標は次表によること。	5.67 M	また、見出標に打刻する測定値は $1\mathrm{cm}$ までとし、 m で表示すること。(右 5.67 M	
			図参照)	
			見出標は次表によること。	
		(単位 mm)	(単位 mm)	
	給水用具名 呼び径 見出標	摘要	給水用具名 呼び径 見出標 摘 要	
	分 水 栓 20~50 分 水	全	分 水 栓 20~50 人 水 校 200000	1> >- 1
1			チーズ分岐 20~75×20~75 分水 栓 宅地内分岐を除く	文言追加
	簡 易 仕 切 弁 50 簡 易 仕 切	幹 割T字 (呼び径 50 mm) 用	簡 易 仕 切 弁 50 簡 易 仕 切 弁 割T字(呼び径50 mm)用	
	止 水 栓 13~25		止 水 栓 13~25	
	仕 切 弁 30~50 止 水	全 見出標に口径を打刻すること。	仕 切 弁 30~50 止 水 栓 見出標に口径を打刻すること。	
		弁 給水管	給水 弁 給水管	
		弁 配水管及び配水補助管	75~350 仕 切 弁 配水管及び配水補助管	
	1 仕 切 弁	弁 排水用に設置する。		
		弁 消火栓用に設置する。	75~100 消 火 弁 消火栓用に設置する。	
	止水栓・メーター 13以上 止水・メータ		止水栓・メーター 13以上 止水・メーター	
	メ ー タ ー 13以上 水 道 メ ー タ		メ ー タ ー 13以上 水 道 メ ー タ ー	
		牟	空気弁空気弁	
	管 末端 給水管末	耑	管 末端 給水管末端	

現行	改 訂 案	摘	
19. 受 水 槽 の 管 理	19. 受水槽の管理		
19. 1 受水槽の管理	19. 1 受水槽の管理		
1. 受水槽の管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法) 及び水道事業者の定める給水条例等を遵守し、適正に行う必要がある。	1. 受水槽の管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法) 及び水道事業者の定める給水条例等を遵守し、適正に行う必要がある。		
〈解 説〉 受水槽及び受水槽以下の設備は、水道法に規定された給水装置ではないが、飲料水等の安全を確保するための重要な設備であることから、法令等を遵守し、適正な管理がなされなければならない。 管理は、設置者(所有者及び管理を行う者等)の責任により行われなければならないが、水道事業者並びに指定事業者から、管理方法及び管理の重要性について十分に説明することが必要である。	〈解 説〉 受水槽及び受水槽以下の設備は、水道法に規定された給水装置ではないが、飲料水等の安全を確保するための重要な設備であることから、法令等を遵守し、適正な管理がなされなければならない。 管理は、設置者(所有者及び管理を行う者等)の責任により行われなければならないが、水道事業者並びに指定事業者から、管理方法及び管理の重要性について十分に説明することが必要である。		
 受水槽を有する施設の区分 受水槽を有する施設には、水道法上の「専用水道」と「貯水槽水道」に区分され、貯水槽水道については、 その施設の規模及び受水槽の有効容量によって「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分される。 (ア) 貯水槽水道とは、水道水のみを水源とし(専用水道を除く)、建物内に設置された受水槽を経由して 給水する受水槽以降の給水設備の総称をいう。 受水槽を有する施設の管理方法等 受水槽を有する施設の管理方法等については、表 19-1 による。 受水槽に関する届出 設置者は、「設置の使用を開始した場合」、「設備等に変更が生じた場合」、「設備等を廃止(休止)した場合」は、関係機関(札幌市保険福祉局保健所及び札幌市水道局)に届出なければならない。 	 受水槽を有する施設の区分 受水槽を有する施設には、水道法上の「専用水道」と「貯水槽水道」に区分され、貯水槽水道については、 その施設の規模及び受水槽の有効容量によって「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分される。 (ア) 貯水槽水道とは、水道水のみを水源とし(専用水道を除く)、建物内に設置された受水槽を経由して 給水する受水槽以降の給水設備の総称をいう。 受水槽を有する施設の管理方法等 受水槽を有する施設の管理方法等については、表 19-1 による。 受水槽に関する届出 設置者は、「設備の使用を開始した場合」、「設備等に変更が生じた場合」、「設備等を廃止(休止)した場合」は、関係機関(札幌市保険福祉局保健所及び札幌市水道局)に必要に応じて届出なければならない。 	*	東空
19.2 貯水槽水道の管理	19.2 貯水槽水道の管理		
1. 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽 水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。(水道法第 14 条 第 2 項第 5 号)	1. 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽 水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。(水道法第 14 条 第 2 項第 5 号)		
<解 説> 貯水槽水道の管理は、設置者(所有者及び管理を行う者等)が適正に管理し、その指導監督については札幌市保健所が行っていたが、平成13年度の水道法改正に伴い、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規程に定めることとなった。 本市においても、給水条例の中で、次に掲げる事項を定めている。	〈解 説〉 貯水槽水道の管理は、設置者(所有者及び管理を行う者等)が適正に管理し、その指導監督については札 幌市保健所が行っていたが、平成13年度の水道法改正に伴い、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任 に関する事項を供給規程に定めることとなった。 本市においても、給水条例の中で、次に掲げる事項を定めている。		

頁 現 行 改訂案 摘要

- 171 1. 管理者の責任(給水条例22条の2)
 - (1) 管理者は、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査について、指導、助言及び勧告を行うことができる。
 - (2) 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理状況その他貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。
 - 2. 設置者の責任(給水条例22条の3)
 - (1) 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道 を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
 - (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道 (小規模貯水槽水道) の設置者は、管理者が別に定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するよう努めるとともに、管理者が別に定めるところにより、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。
 - 3. 貯水槽水道の管理基準(給水条例施行規程第15条の2) 本市では、貯水槽水道利用者の不安感を払拭し、清浄な水を確保するため、設置者に対し衛生管理の徹底を図るための管理基準等を定めている。

(1) 管理基準

項目	基
水槽の清掃	1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
水槽の点検	水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるの
八省 7 点快	を防止するための必要な措置を講ずること。
	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に
水質の検査	異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101
	号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに
緊急時の措置	給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周
	知させる措置を講ずること。

- (2) 管理の状況に関する検査(札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領) ア 水質の管理
 - (7) 給水栓末端における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の有無に関する検査を、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。
 - (イ) 前号アの検査のほか、下表に掲げる項目の検査を、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/0以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/Q以下であること。
塩化物イオン	200mg/Q以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/Q以下であること。
pH 値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

- 1. 管理者の責任(給水条例 22 条の 2)
- (1) 管理者は、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査について、指導、助言及び勧告を行うことができる。
- (2) 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理状況その他貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。
- 2. 設置者の責任(給水条例22条の3)
- (1) 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道 を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道 (小規模貯水槽水道) の設置者は、管理者が別に定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するよう努めるとともに、管理者が別に定めるところにより、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。
- 3. 貯水槽水道の管理基準(給水条例施行規程第15条の2) 本市では、貯水槽水道利用者の不安感を払拭し、清浄な水を確保するため、設置者に対し衛生管理の徹底 を図るための管理基準等を定めている。

(1) 管理基準

項目	基	準
水槽の清掃	毎年1回以上定期に行うこと。	
水槽の点検	水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等	Fによって水が汚染されるの
/八1首 0 7 / 八19	を防止するための必要な措置を講ずること。	
	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他	1の状態により供給する水に
水質の検査	異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平	成 15 年厚生労働省令第 101
	号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものに	こついて検査を行うこと。
	供給する水が人の健康を害するおそれがあるこ	とを知つたときは、直ちに
緊急時の措置	給水を停止し、かつ、その水を使用することが	が危険である旨を関係者に周
	知させる措置を講ずること。	

(2) 管理の状況に関する検査(札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領)

ア 水質の管理

- (7) 給水栓末端における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の有無に関する検査を、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。
- (/) 前号アの絵香のほか、下寿に掲げる項目の絵香を 1年以内ごとに1回 定期に行うこと

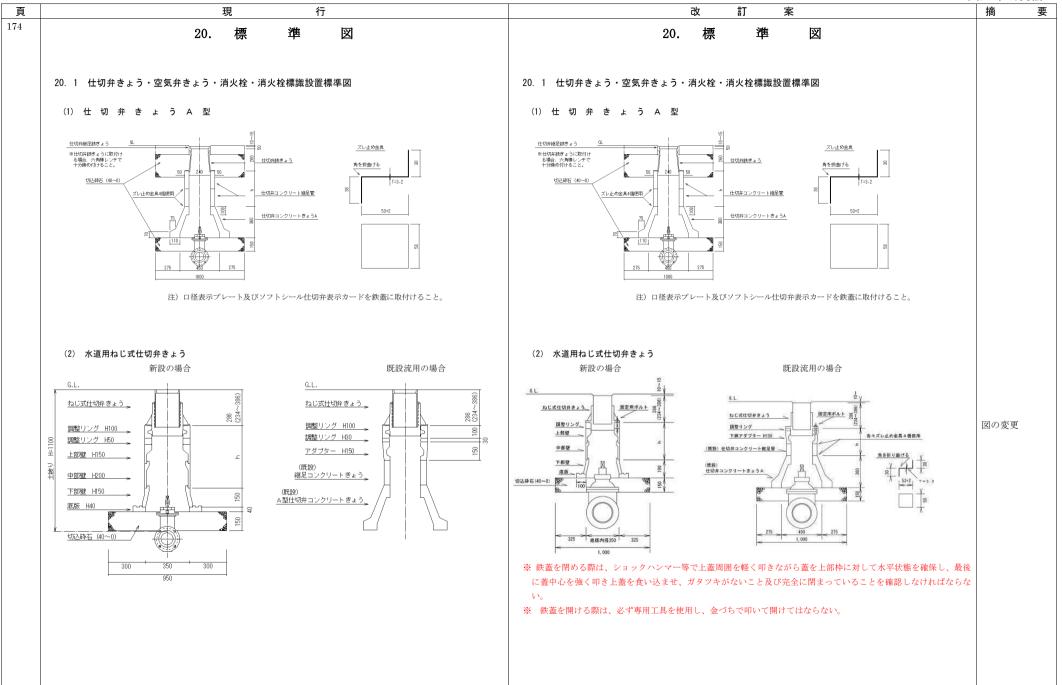
(1) HI 7 / V/K E.V/K N . X (C)K	のる気目の便重を、1十分としてに1回、足物に11ノこと。
項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/0以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/Q以下であること。
塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/Q以下であること。
pH 値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

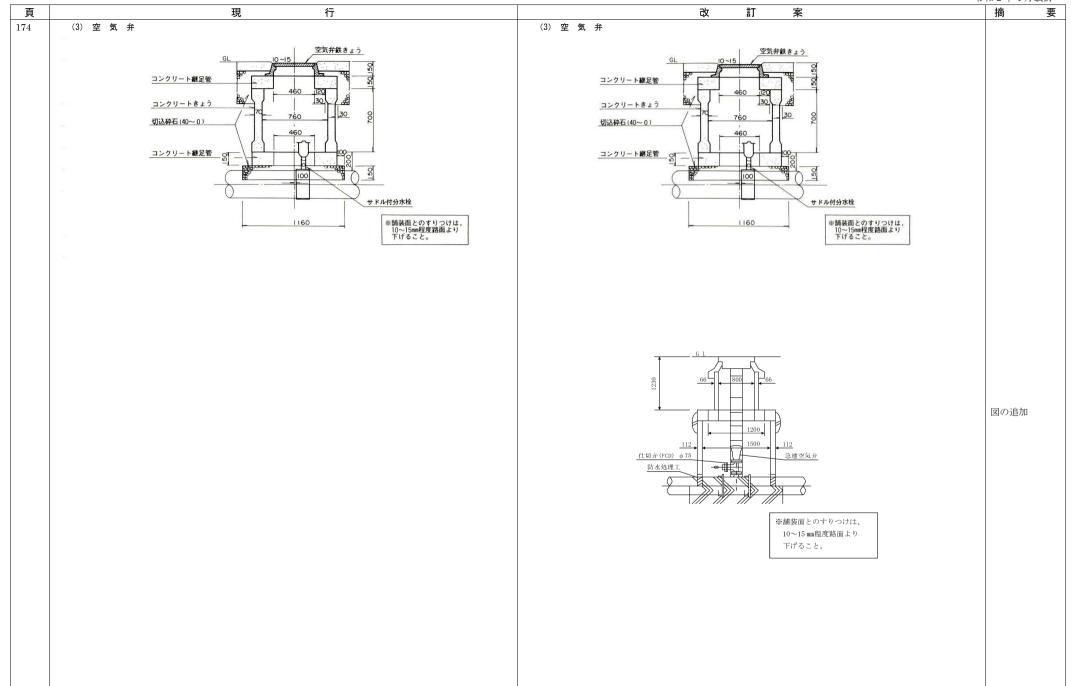
要領の改訂に合わせて追加

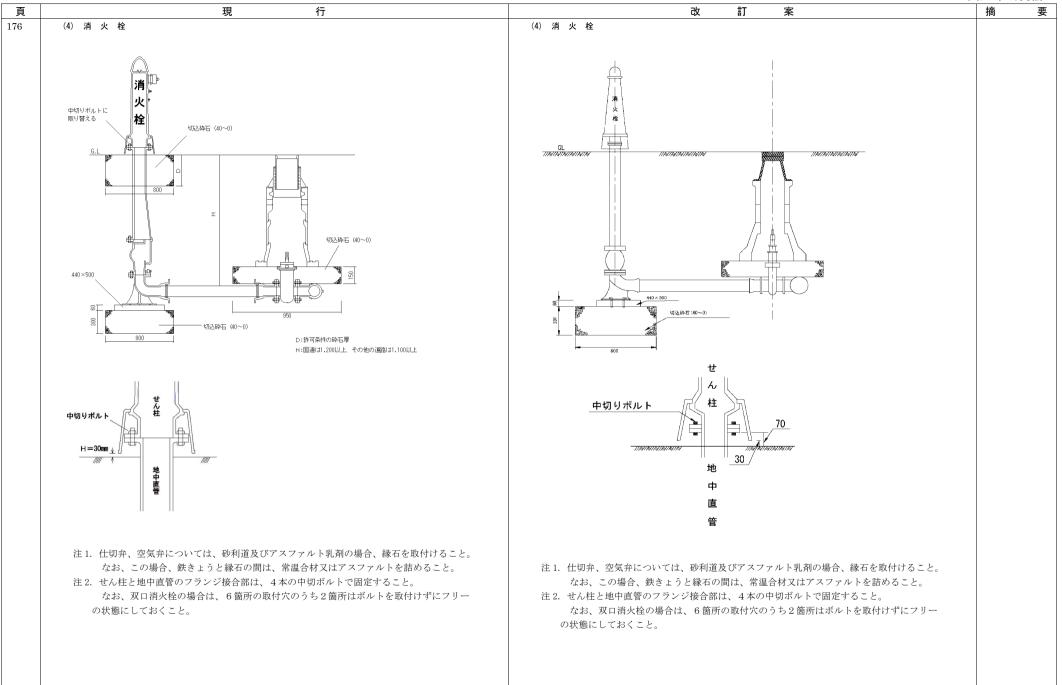
施行規程改正に 合わせて変更

頁 現 行	改 訂 案 扌	商 要
(ウ) 前号イの検査については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)により知事登録を受けた者に委託すること。 イ 貯水槽の管理 (ア) 貯水槽は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。 (イ) 貯水槽の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水を汚染させるおそれのないよう適切に管理すること。 (ウ) 貯水槽の点検は、7 日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨時等、水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。 (エ) 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。 (オ) 貯水槽の清掃については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)により知事登録を受けた者に委託すること。 ウ 給水ポンプの管理 (ア) 給水ポンプが適正に作動するよう管理すること。 (イ) 給水ポンプの点検は、7 日以内ごとに1回、定期に行うこと。 (イ) 給水ポンプの点検は、7 日以内ごとに1回、定期に行うこと。 (イ) 給水ポンプの信理 (ア) 給水ポンプの点検は、7 日以内ごとに1回、定期に行うこと。 (イ) 給水ポンプの点検は、7 日以内ごとに1回、定期に行うこと。 エ その他の設備の管理 エ その他の設備の管理	ついては、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛を受けた者に委託すること。 漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。 び周囲は、常に清潔にし、飲料水を汚染させるおそれのないよう適切に管理する 7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨時等、水質に影のある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。 毎年1回以上定期に行うこと。 ついては、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛を受けた者に委託すること。 Eに作動するよう管理すること。 負は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。	で行規程改正にたわせて変更

区分)	定義	管理方法	検査	関係法令等	
専用水道		1. 自己水源の場合 (1) 100 人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が 20 ㎡超 2. 上水道の水のみの水源の場合 1 の条件を満たし次に該当するもの。 (1) 口径 25 mm以上の導管 1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計 100 ㎡超	所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩:1日1回(水栓で0.1 mg/0以上)	共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた 者への委託により水質検査(水質基準省令の項	・水道法 第3条6項 ・水道法 第32条 ・水道法 第33条 ・水道法 第34条 ・水道法施行令 第1条	
Br÷	簡易専用	 建築物の延べ面積3000 ㎡以上の次に該当するもの。 (1) 興業場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所含む) (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000 ㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校 	選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿 書類を備えること。 残塩:7日以内ごとに1回 0.1 mg/0以上 水質:水質基準省令の特定項目:6ヶ月 以内ごとに1回 消毒副生成物項目:毎年 6/1~	毎年1回以上定期的に登録検査機関へ管理の 状況を示す書類を提出し、書類検査を受けること。	 ・水道法 第3条7項 ・水道法 第34条の2 ・建築物における衛生環境の確保に関する法律(建築物衛生法) 	施行規要領改わせて
力	水道	上水道からの水のみを水源とし、上記以外で貯水槽の有効容量の合計が 10 ㎡を超えるもの。	設置者又は使用者の管理 清掃: 毎年1回以上 水質: 給水栓における水の色、味等に注 意し、異常のときは水質検査	毎年1回以上定期的に登録検査機関の検査を 受けること。	・水道法 第3条7項 ・水道法 第3条7項 ・水道法 第34条の2 「水道法第14条2項第5号」 各水道事業体で供給規程に水道事業者及び貯水槽水道 設置者それぞれの責任に関する事項を定めることとして いる。 本市においては、以下のとおりとしている。	
	小規模貯水槽水道	上水道からの水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10 ml以下のもの。	設置者が、簡易専用水道に準じた管理を 行うよう努めることとしている。	設置者が、簡易専用水道に準じた検査を行うよう努めることとしている。	・給水条例 第22条の2 ・給水条例 第22条の3 ・給水条例施行規程 第15条の2 (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準及び検査) ・札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領 (貯水槽水道の管理等) ・札幌市簡易専用水道指導要領 ・札幌市給水設備の構造及び維持管理に関する指導要綱 (小規模貯水槽水道の給水設備の構造や維持管理)	

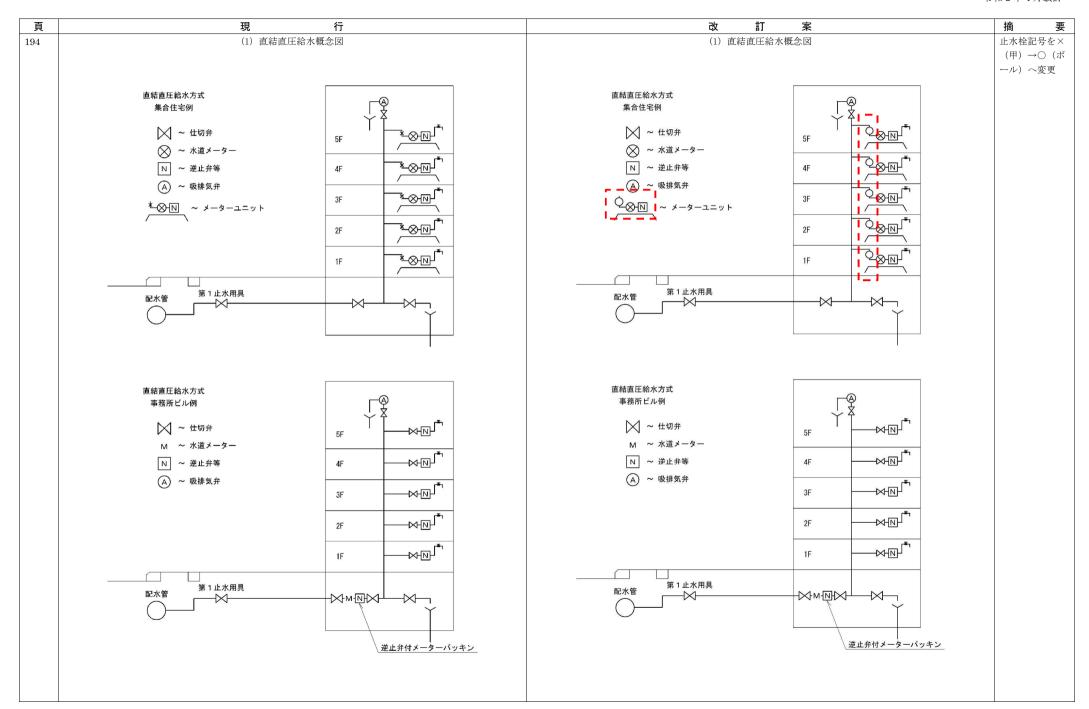


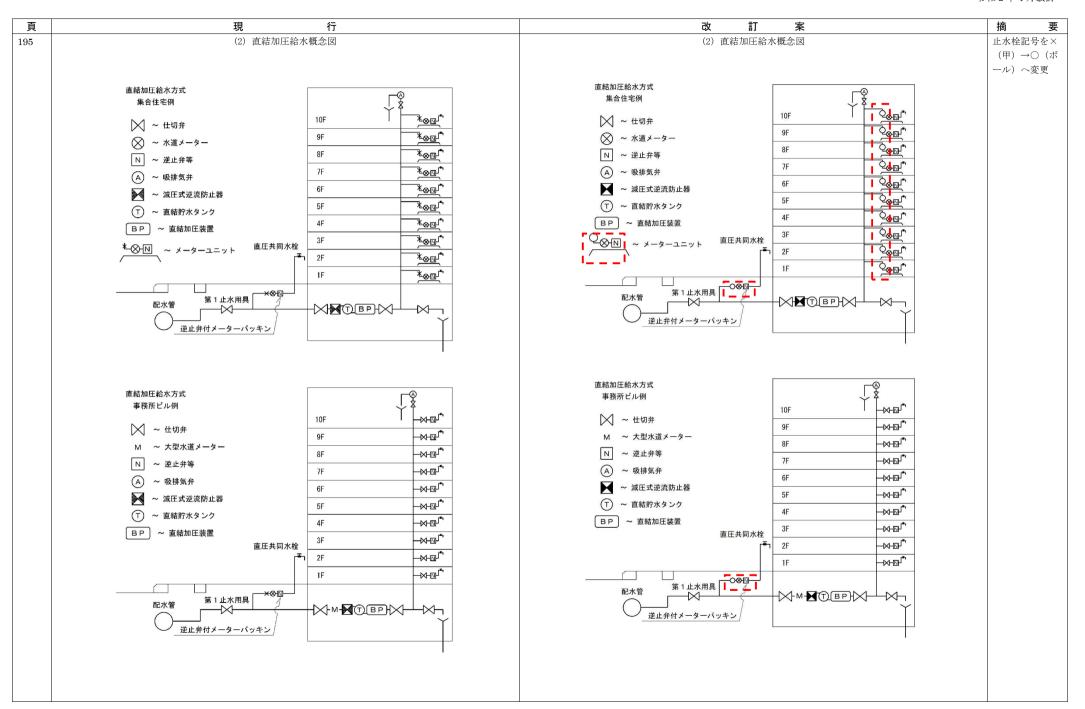


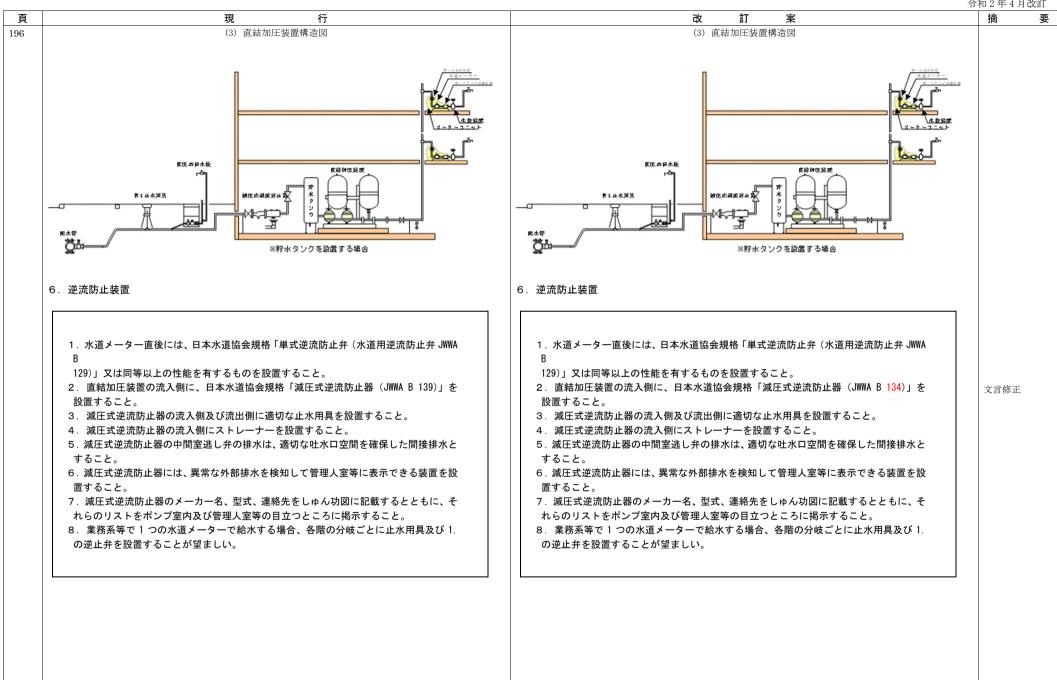


	現 行			改訂	案	
直結直圧給水	事前協議申請書 申請者→水道局窓口)	(装25-1)	(直結直圧給水事	前協議申請書 申請者→水道局窓口)	(装25-1)
	課長(系 長 係			課長係	長 係
	直結直圧給水事前協議申請書			直結直圧給水事前	協議申請書	
札幌市水道事業	 * 管理者		札幌市水道事業	管理者		
水道局長	(事前協議申請者) 住 所 氏 名	印	水道局長	(3	事前協議申請者) 住 所 氏 名 (1h	即
	(Tu 下記の建物に直結直圧給水したいので事前協議を申請します。)		下記の建物に直結直圧給水したいので	•	,
受 付 番 号	平成 年度- 受 付 日 平成	年 月 日	受 付 番 号	年度-	受 付 日 年	月日
整 築 主	住所		建築主	住所 氏名	(Tel –	-)
建築場所	<u> </u>	,	建築場所	札幌市 区		
建物概要			建物概要	給水装置 : □新築 □ Uゅん功 (通水) 予定日 : 年 □ 4階 建 □住宅専用ビル・(既設 (各戸検針:□あり □なし 撤去新設 □既設 : 月 日 主宅用戸×棟 業務用戸~床面積延 業 態	
計画使用水量	1日最大使用水量 n [*] /D · 瞬時最大流量	ℓ/s	計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D・	瞬時最大流量 Q/s	
岐 口 径 地 · 道 路 高		m	分岐口径 宅地・道路標 建築高	配水支管 mm × 取出し給水 宅地標高と配水支管埋設道路標高の高 宅地標高EL m-道路標高 建築高さ m・最上階まで	低差 m=高低差 m	1
建 築 高			関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図		
目係添付図	1 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		備考	各戸に設置する水道メーターは共用	パイプシャフト内とし検針・取替	幸えが
着	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・ 容易にできる構造とします。	取替えが	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	容易にできる構造とします。 事項を記載のうえ、関係図面を添えて申記	青すること。	
※業務用ビルル	要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。 は、階数と業態を記載すること。 別:1~2階事務所、3階事務所、4~5階住宅)		※業務用ビルは	、階数と業態を記載すること。 : 1~2階事務所、3階事務所、4~5円	.,	

	現 行	改 訂 案
(直結加圧給水	F前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-26-1)	(直結加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-26-1)
	課長係長係	課長係長條
	直結加圧給水事前協議申請書	
札幌市水道事業 水道局長	(事前協議申請者) 住 所 氏 名 印 (Th)	札幌市水道事業管理者 水道局長 水道局長 (事前協議申請者) 住 所 氏 名 印 (TL - -
	下記の建物に直結加圧給水したいので事前協議を申請します。	下記の建物に直結加圧給水したいので事前協議を申請します。
受 付 番 号	平成 年度- 受 付 日 平成 年 月 日	受付番号 年度- 受付日 年月日
建 築 主	任所 氏名 (Tm)	建 築 主 住所 氏名 (Tu)
建築場所	札幌市 区	建築場所 札幌市 区
他の給水方式との併用	□なし(直圧共同水栓のみ)□直圧(階~ 階)□受水槽(階~ 階)	他 の 給 水 方 式 と の 併 用
建物 概 要	建築物 : □新築 □既設 (各戸検針:□あり □なし) 給水装置 : □新築 □既設 しゅんカ (通水) 予定日: 平成 年 月 日 建物階高 建物業態内訳 □住宅専用ビル ・住宅用 □ 戸 × □ 棟 ・業務 用 □ 戸 × 庫積延 □ ㎡ ・業態 □ 直結加圧装置設置階高 □ 階 直括加圧装置設置階高 □ 階 直圧共同水栓設置場所 □屋内 □屋外 ※冬期間も使用可能なこと。	建築物
計画使用水量	1日最大使用水量 m²/D · 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)	計画使用水量 1日最大使用水量 m³/D · 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)
分岐 口径	配水支管 mm × 取出し給水管 mm	分 岐 口 径 配水支管 mm × 取出し給水管 mm
ポンプ型式	(1) メーカー名 (2) 型式名 (2) 単十分 4 号	ポンプ型式 (1)メーカー名 (2)型式名 ポンプ仕様 (1)ポンプロ径 mm (2)最大給水量
ポンプ仕様 と地・道路	(1) ポンプロ径 mm (2) 最大給水量 宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差	***
セル・坦路 高	で 地標高 E L m ー 道路標高 m = 高低差 m	標 高 宅地標高EL m-道路標高 m=高低差 m
建築 高	建築高さ m・給水管立上り高さ m	建 築 高 建築高さ m・給水管立上り高さ m
関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)	関係添付図 (1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)
備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが 容易にできる構造とします。	備 考 各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが 容易にできる構造とします。
※業務用ビルに	事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。 、階数と業態を記載すること。 : 1~2階事務所、3階事務所、4~10階住宅)	※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。(記載例:1~2階事務所、3階事務所、4~10階住宅)







要

行 8. 水道メーター 199 1 水道メーターは「直読式メーター (表示部回転式)〕とする。 2. 各戸の水道メーターは、居室内には設置せず共用部分に面したパイプシャフト内に設置 すること。 3 水道メーターを建物内に設置する場合は、メーターユニットを使用し設置すること。 4. 水道メーターが、凍結するおそれのある構造の建物では防寒対策を講じること。 5. 直結加圧給水以降に複数の住宅又は事務所等がある場合は、個々に水道メーターを設置 すること。 <解 説> 1. 各戸の水道メーターは、満期メーター交換等の障害を防止するため、居室内及び開口部が居室内に面し たパイプシャフト内に設置しないこと。 2. パイプシャフト内の水道メーターが凍結するおそれのある構造の建物(片廊下開放型建物等)では、凍 結防止する措置(防寒材、雷熱ヒーターの設置等)を講じること。 3. 直結加圧装置はポンプ設備であることから、水道メーターは、原則として直結加圧装置の上流側に設置 するものであるが、本市の水道メーターの取扱基準(指針「7.9.2 メーターの取扱基準」)により世帯ご と等に設置するものである。なお、この場合親水道メーターは設置しないこと。 4. 検針が容易に行える保温材については、水道メーター取替等の維持管理を考慮して次の事項について留 意すること。 (1) 保温材が水道メーター上部(指針表示部分)を囲う部分と下部(ケース部分)を囲う部分に分離され ていること。 (2) 特別な工具等を使用せずに上部(上蓋部分)を取外し、もしくは、剥がすことにより検針が可能で、 容易に破損しない構造であること。 (3) 下部については、壊すことなく分離、取外しが可能で、水道メーターの取替えや点検ができる構造で あること。 (4) かみ合部は、寒気が進入しない密着構造であること。 9. 直結加圧装置 ─ 【構造・材質基準に係る事項】 ── 1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。 (施行令第5条第1項第3号) <解 説> 1. 直結加圧装置は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用す

1. 直結加圧装置は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を加圧し、給水用具への吐出圧力を確保する装置である。

8. 水道メーター

1. 水道メーターは〔直読式メーター(表示部回転式)〕とする。

ở

2. 各戸の水道メーターは、居室内には設置せず共用部分に面したパイプシャフト内に設置すること。

ĒΤ

室

- 3. 水道メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、メーターユニットを使用し設置すること。
- 4. 水道メーターが、凍結するおそれのある構造の建物では防寒対策を講じること。
- 5. 直結加圧給水以降に複数の住宅又は事務所等がある場合は、個々に水道メーターを設置すること。

<解 説>

- 1. 各戸の水道メーターは、満期メーター交換等の障害を防止するため、居室内及び開口部が居室内に面したパイプシャフト内に設置しないこと。
- 2. パイプシャフト内の水道メーターが凍結するおそれのある構造の建物(片廊下開放型建物等)では、凍結防止する措置(防寒材、電熱ヒーターの設置等)を講じること。
- 3. 直結加圧装置はポンプ設備であることから、水道メーターは、原則として直結加圧装置の上流側に設置するものであるが、本市の水道メーターの取扱基準(指針「7.9.2 メーターの取扱基準」)により世帯ごと等に設置するものである。なお、この場合親水道メーターは設置しないこと。
- 4. 検針が容易に行える保温材については、水道メーター取替等の維持管理を考慮して次の事項について留意すること。
- (1) 保温材が水道メーター上部(指針表示部分)を囲う部分と下部(ケース部分)を囲う部分に分離されていること。
- (2) 特別な工具等を使用せずに上部(上蓋部分)を取外し、もしくは、剥がすことにより検針が可能で、容易に破損しない構造であること。
- (3) 下部については、壊すことなく分離、取外しが可能で、水道メーターの取替えや点検ができる構造であること。
- (4) かみ合部は、寒気が進入しない密着構造であること。

9. 直結加圧装置

- 【構造・材質基準に係る事項】 ---

1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。 (施行令第6条第1項第3号)

施行令改正に伴 う条ずれ

<解 説>

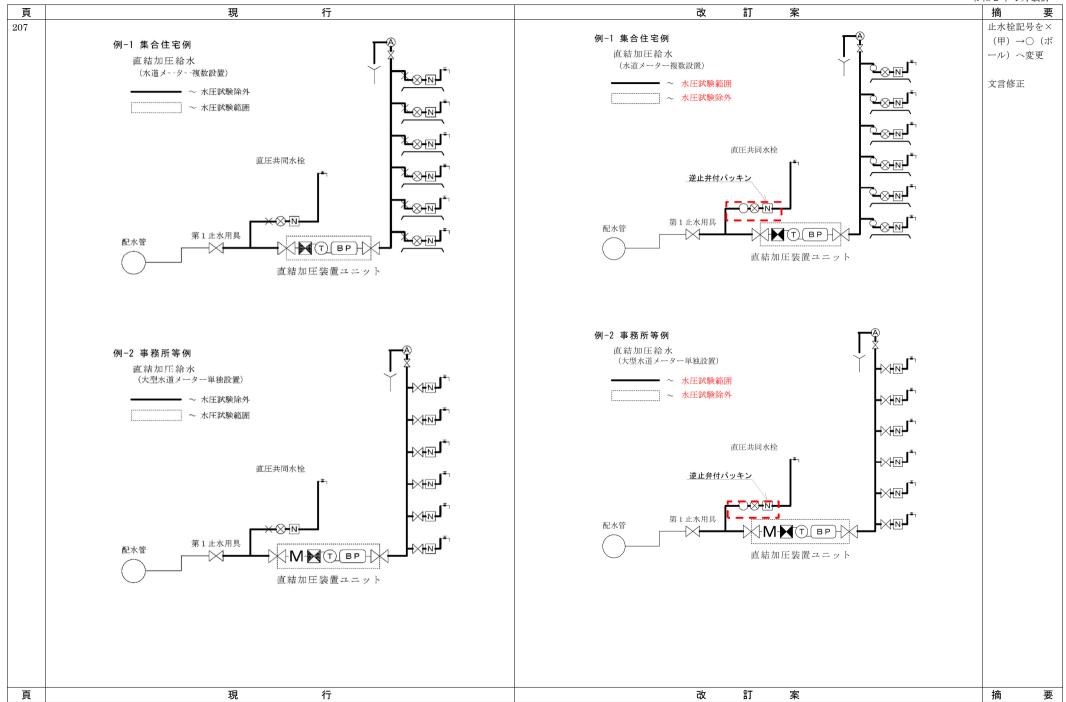
1. 直結加圧装置は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を加圧し、給水用具への吐出圧力を確保する装置である。

文言修正

			和 2 十 1 7 以 D
頁 201	 現 行 5. 直結加圧装置は、ボンブ本体及び制御機器等からの騒音もあるため、設置場所に注意する必要がある。やむを格ず住居に隣接して設置する場合は、防管対策を講じること。 6. 設置窓内は2.0m以上の高さとし、設置されたユニット周囲には、60 cm以上の点検スペースを確保すること。また、設置室内には、ユニットの難入及び管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設けること。また、設置室内には、ユニットの難入及び管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設けること。また、設置室内には、ユニットの難入及び管理人等の出入りに支障のない情勢の関口部を設けること。の、直結加圧装置と蔵世さ必要がある。特に、地下室に設結加圧装置を設置するものである。 8. 直結加圧装置は、減圧式逆流防止器の中間室逃し弁からの排水等により、装置本体が水没するおそれがあることから、排水設備を設置する必要がある。特に、地下室に設結加圧装置を設置する場合は、釜場を設けてボンブ排水とすること。 10. ボンブ級敷が配管に伝播しては、温度のよりには、地下室に設結加圧装置を設定するととの、ボンブ級場がある。そのため配水管の所減水と区別するため、装置本体の放産による場合は、異常を検知し、管理人室等などに表示を行う必要がある。さらに、装置本体の表がによる場合は、異常を検知し、管理人室等などに表示を行う必要がある。まらに、装置本体の表示性では、海外筋の最上でに力が変付するより設定するとといで、大型の最大によっての場合ボンブは自動呼は、して、大型のではし、大型の最大によって、地下の場合ボンブは自動呼は、して、大型の関ではでは、大型の場ではでは下かまとともに、圧力設定値は、建物の最上階で圧力不足にならず、最下降さり、5、臨び上にならないことなお、低声体とで圧力不足にならず、最下降さ、5、15、正力制御は、配水管が変勢に対応し、用途に応じた制御方式を採用するとともに、圧力設定値は、建物の最上にが正力が定となるとなない。 16. 直結加圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をボンブ室内及び管理人室に提示した。直結加圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をボンブ室内及び管理人室に提示した。直結加圧装置の故障時等の対応を迅速に対応といること。なお、電時加圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をボンブ室内及び管理人室に提示した。直結加圧を設置の対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応といることが認定しているに対応が表面に対応に対応を設置することが認定している定域が表面に対応を設置することが認定しているに対応が表面に対応といるに対応が表面に対応は対応的ないましているに対応が表面に対応を表面に対応が表面に対応を表面に対応が	3. 直結加圧装置は、ボンブ本体及び制御機器等からの騒音もあるため、設置場所に注意する必要がある。 やむを格字住居に隣接して設置する場合は、防管対策を講じること。 設置室内は 2.0 m以上の高さとし、設置されたユニット周囲には、60 cm以上の点検スペースを確保すること。また、設置室内には、ユニットの職入及び管理人等の出入りに支障のない構造の関ロ部を設けること。また、設置室内には、ユニットの職入及び管理人等の出入りに支障のない構造の関ロ部を設けること。また、以上ニットの設計上、一部の系検スペースがあれば適切に維持管理できる場合は、ユニットの特性を考慮し設置することを認める。 7. 直結加圧装置は、減圧式逆流防止器の中間室逃し弁からの排水等により、装置本体が水没するおそれがあるため、設置高さを制限するものである。 8. 直結加圧装置は、減圧式逆流防止器の中間室逃し弁からの排水等により、装置本体が水没するおそれがあることから、排水設備と設置する必要がある。特に、地下窓に直結加圧装置を設置する場合は、釜場を設けてボンブ排水とすること。 9. 水圧試験及び維持管理のため流入側及び吐出側に仕切弁を設置すること。 10. ボンブの振動が配管に伝播しないよう適切な防旋対策を講じること。 11. ボンブの水質保持及びボンブ機器の性能維持のため、長時間停止は好ましくない。したがって、タイマ一等により定期的な運転の措置を構じること。 2. 直結加圧終立なたが表の機関を構じること。 2. 直結加圧終立なたが表の機関の機関を構じること。 2. 直結加圧終立なた状の設定による場合は、異常原因の細目を確認できること。 3. ボンブ流入管の圧力は、汚燥筋止のため、溶物圧圧とする必要がある。 14. 配水管が開放水等で圧力が足でといる、環が原じの影響が対なく原生力である。 2. では加速が関係でよったでは、水圧の回復に伴って自動後帰するよう設定すること。 2. 直結加圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をボンブ室内及び管理人室に掲示する必要がある。 17. 直結加圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をボンブ室内及で管理人室に掲示すると要素的に顕ないを開始を必要が対応に表すること。 2. 直結加下メタンク (緊急時大槽のように始水管を部分的に増発したタンクで、通常は熱水管の一部として利用し、断水時等でも水道水が確保できる構造のもの) は停滞水が生じない構造とすること。 直結貯水タンクの設置場所は、減圧が産が原止器以降とし、その容量は1 世帯30 以上とする。 (1) 直結貯留タンク概念図参照	摘要

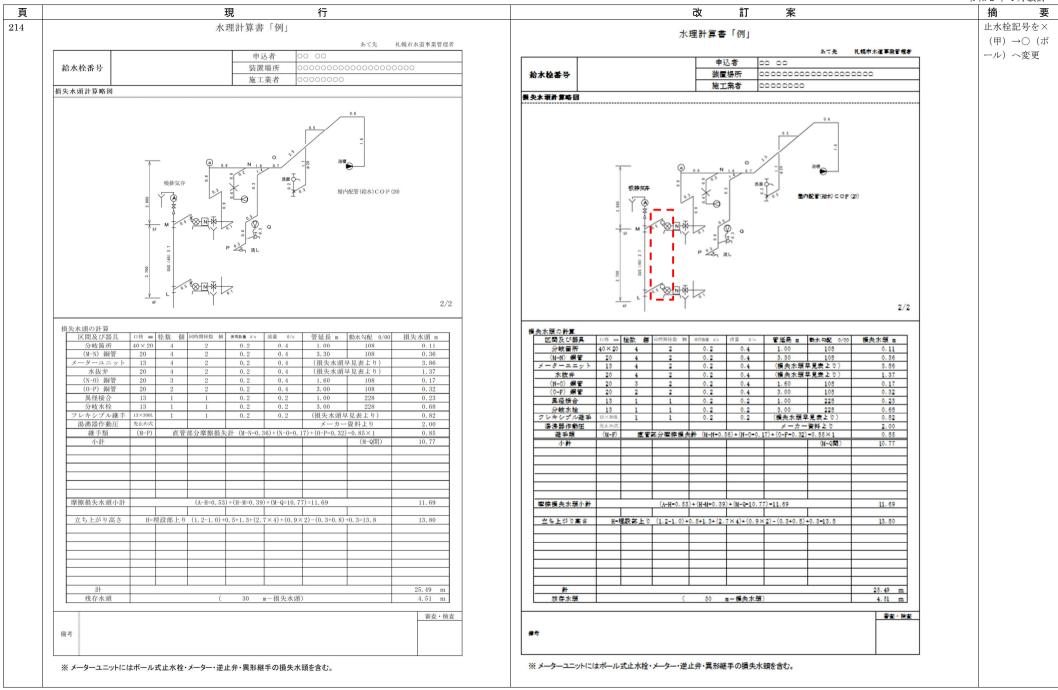
改 訂 案	摘要
水方式への変更	205, 206 は参考
方式から直結給水方式に切替える場合は、指針「7. 給水装置の設置基準」 た、既設配管を流用せず極力新設管とすることが望ましい。 一については、基準に適合するものであれば、寄附することができる。 ・・槽を経由しないで給水すること。	例のため修正せず
望ましいが、既設配管を流用する場合には、下記に適合していること。 コスケールが著しく発生していないこと。 本、等の発生による水質異常がないこと。 ない、出水不良や赤水等による異常が発生した場合の対応(配管の布設替え等)を 強度、耐震性を確保する観点から流用しないこと。 3分は、本市承認のメーターユニットを設置することが望ましい。ただし、既存の ット設置スペースが確保できない場合は、その限りではない。 71 条に規定されている検査に合格し、計量法施行令第 18 条に規定する有効期間を ターが設置されている場合は、当該水道メーターを寄附することができる。 3 発揮するため、高置水槽を撤去することが望ましい。ただし、建物内配管の布設 装置の構造及び材質の基準(施行令・基準省令)に適合しない給水用具が接続さ	文言追加
# 1 1 2 4 7 3 7 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	た、既設配管を流用せず極力新設管とすることが望ましい。 一については、基準に適合するものであれば、寄附することができる。 . 槽を経由しないで給水すること。 起因して発生する出水不良、スケールの剥離(赤水)、漏水等が考えられることが望ましいが、既設配管を流用する場合には、下記に適合していること。 コスケールが著しく発生していないこと。 ・水等の発生による水質異常がないこと。 ・、出水不良や赤水等による異常が発生した場合の対応(配管の布設替え等)を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

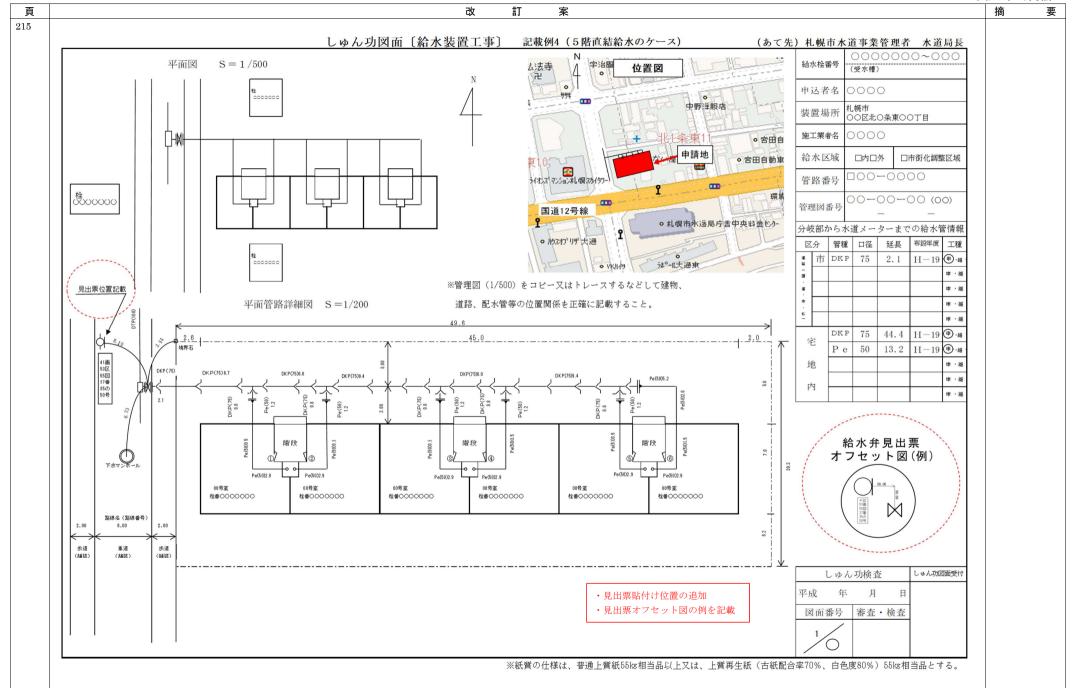
令和2年4月改訂

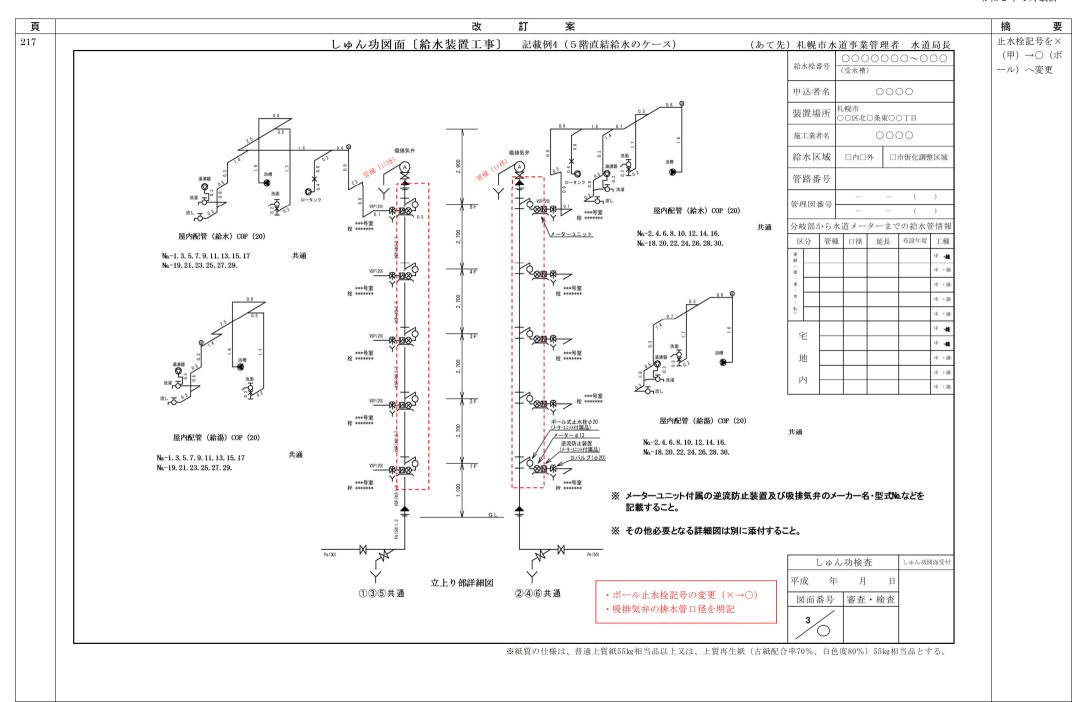


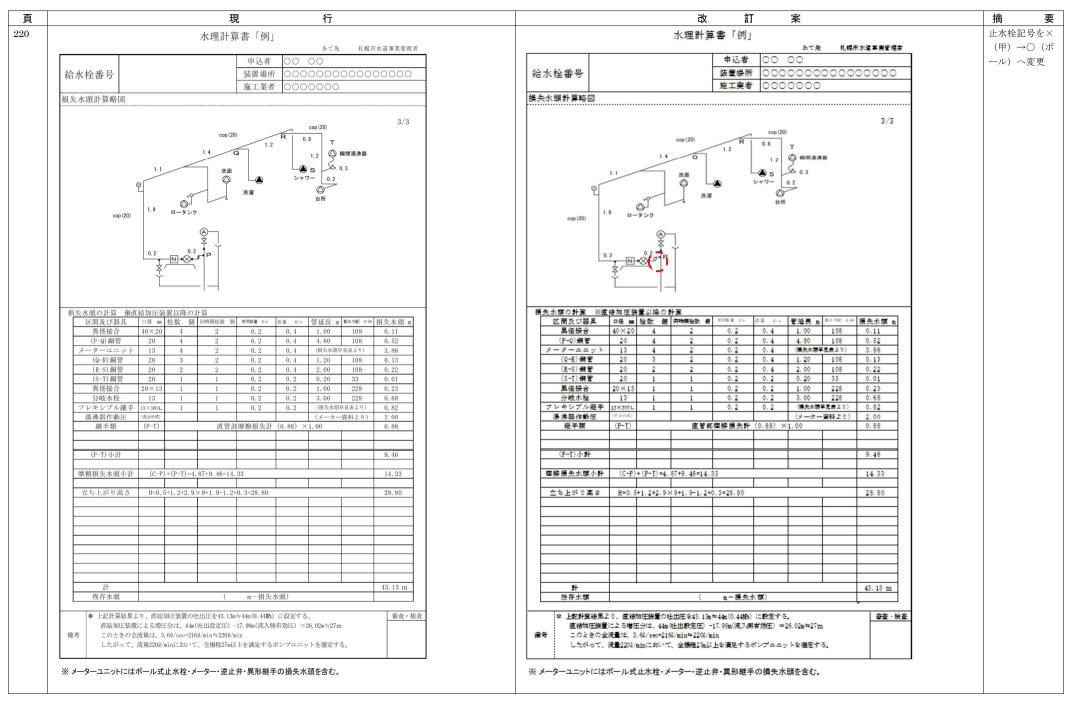
	(参考例) ブースターポンプ定期点検チェックシート	(参考例) ブースターポンプ定期点検チェックシート
客 様	V VVI	お客様
主所・氏名		住所·氏名
. 会 者		立会者
〔 検 日 <u>平</u> 月	式 年 月 日 担 当 者	点 検 日 年 月 日 担 当 者
	仕 様	仕
呼 び 径		呼び径
五 最大流量		コ 最大流量 m³/min ポ 製造番号
上 吐出圧力		ー 吐出圧力 MPa デ 吐出量
ツヮタ 流入側		ツ カタ 流入側 0・封入圧 № 全 揚 程
トン・吐出側	, and the second	ト ン 吐出側 0・封入圧 Mb _{幾 電} 型 式
流入圧力	MPa 動 定 格 KW V P	流入圧力 MPa 動 定 格 KW V P
	点 検 項 目	点 検 項 目
	M 使 年 No. 2 ポンプ No. 2 ポンプ	M 模 類 日 No. 2 ポンプ No. 2 ポンプ
回転方向	良・修正良・修正	回転方向良・修正良・修正
軸受	良・否・交換良・否・交換	軸 受 良・否・交換 良・否・交換
フロースイッチ	良・否・交換 良・否・交換	フロースイッチ 良・否・交換 良・否・交換
運転電流	A A	運 転 電 流 A A
モータ絶縁抵抗	M Ω M Ω	モータ絶縁抵抗 MΩ MΩ
ポンプ締切圧力	MPa MPa	ポンプ締切圧力 MPa MPa
電源電圧	R—S: V R—T: V S—T: V	電源電圧 R—S: V R—T: V S—T: V
ポンプ交互運転	動作: 良・ 否	ポンプ交互運転 動作: 良・ 否
流入圧警報	流入圧力: m 低下警報発生: m ポンプ停止: m	流 入 圧 警 報 流入圧力: m 低下警報発生: m ポンプ停止: m
逆流防止器	方式: 動作 : 良・ 否	逆流防止器 方式: 動作 : 良・ 否
	70. L 70. M. LL	-10. LL -100 ML LL
目標圧力	設定調整値 最高: Mb 最低: Mb	設定調整値 目標圧力 最高: NB 最低: NB
設定圧力	取 向: MR 取 124: MR 停止動作時間: 秒	日 惊 圧 刀 取 同: MA 取 US: MA 停止動作時間: 秒
以 足	スタンバイ速度: Hz 最低速度: Hz 最高速度: Hz	R

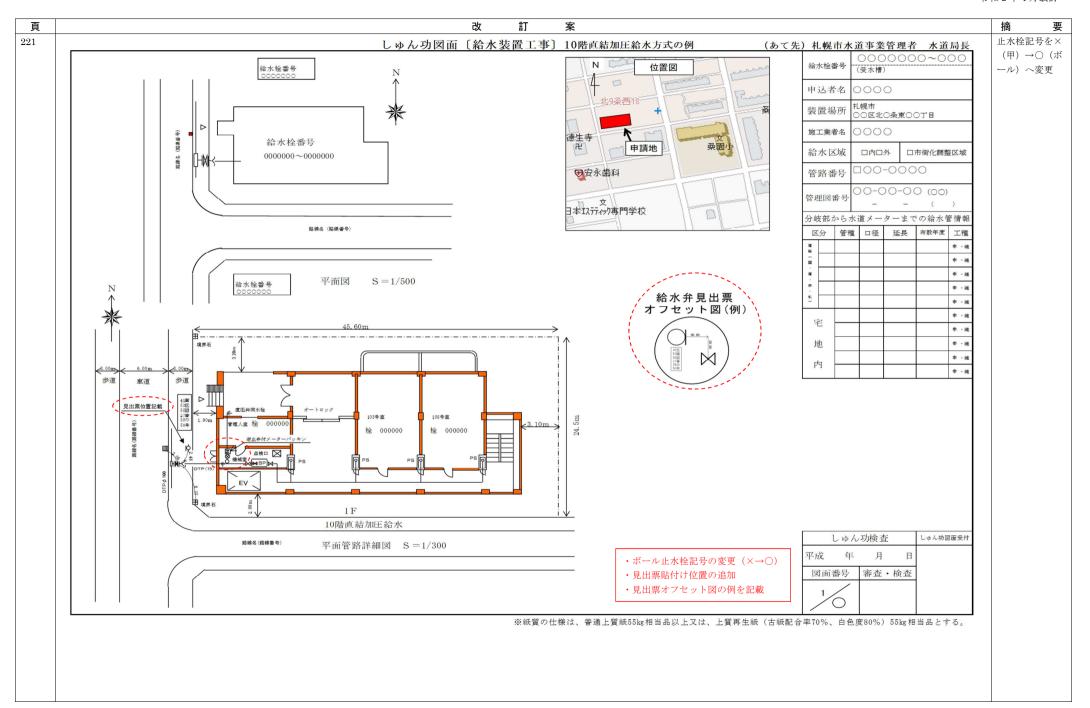
現行			改 訂 案					摘	要			
((参考例) 減圧逆流防止器点検チェックシート			(参考例) 減圧逆流防止器点検チェックシート					元号削除			
	お客様			お客								
	主所・氏名					住所・」						
	立 会 者		ton the day			立会			In 16 de			
点		<mark>P成</mark> 年 月 日	担当者			点検			担当者			
型	型 式		製造番号			型	式		製造番号			
			内 容						内 容			
	項目	要領	基準値	測定値	Í	項	目	要領	基準値	測定値		
外	外 部 漏 れ	出口側を閉じて逆止弁外部の漏 水を目視にて点検	漏れが無いこと	有 · 無		外 部	漏れ	出口側を閉じて逆止弁外部の漏 水を目視にて点検	漏れが無いこと	有 · 無		
洞	咸 圧 機 能	出口側仕切弁を閉じて第1逆止弁前 後の差圧を測定し判定	Δ P \geqq 0.014 MPa	測定値 M 判定: 良・		減圧	機能	出口側仕担金な関ドで第1 溢止金益	Δ P \geqq 0.014 MPa	測定値 MPa 判定: 良 ・ 否		
进	逃し弁の作動	逃し弁から水が排出される時の第1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	Δ P \geq 0.014 MPa	測定値 M 判定: 良・		逃し弁	の作動	逃し弁から水が排出される時の第1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	Δ P \geq 0.014 MPa	測定値 MB 判定: 良 · 否		
第	第2逆止弁の漏れ	2次側から水圧を加えて逃し弁から の漏れの有無を確認し判定	漏れが無いこと	有 • 無	Ę	第2逆止	弁の漏れ	2次側から水圧を加えて逃し弁から の漏れの有無を確認し判定	漏れが無いこと	有 • 無		

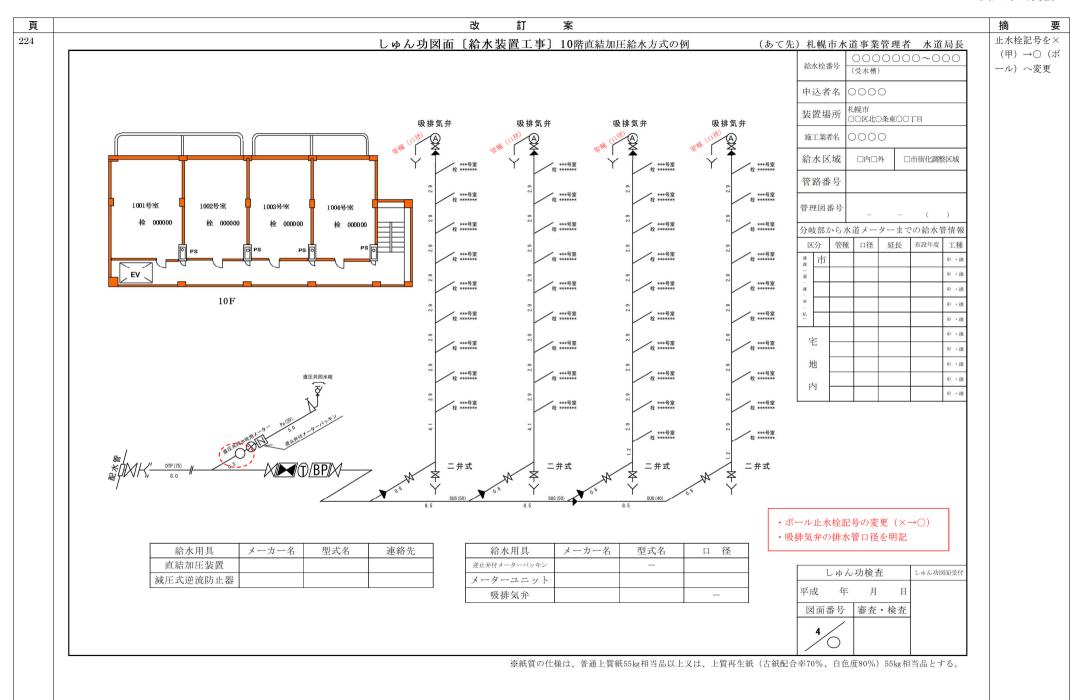


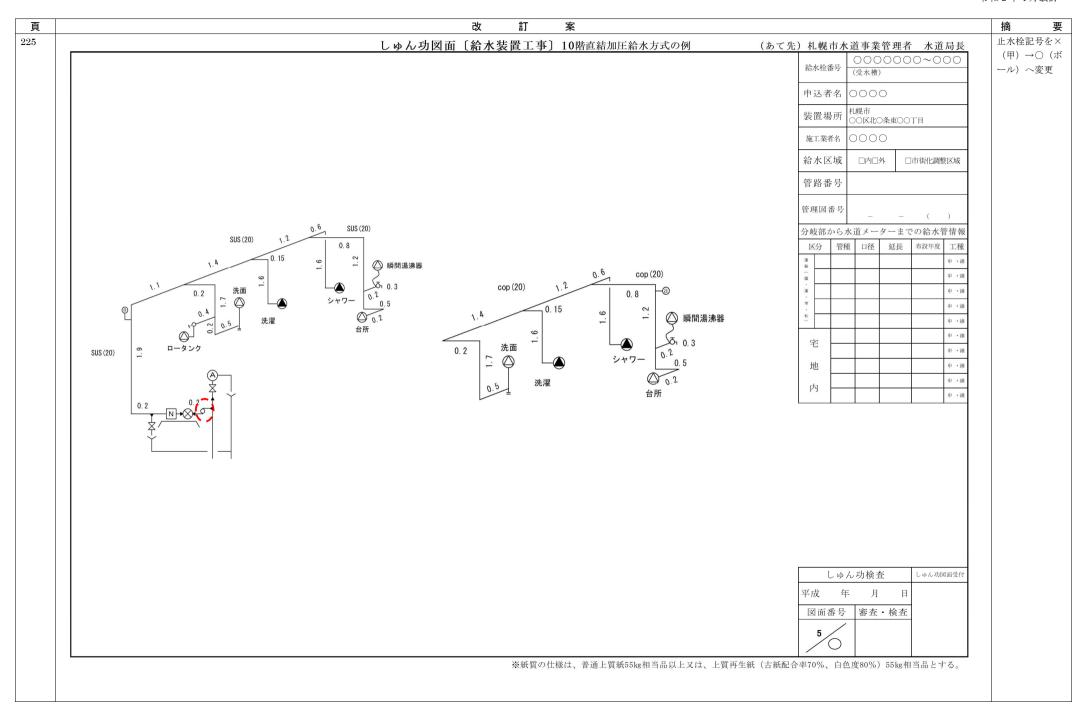


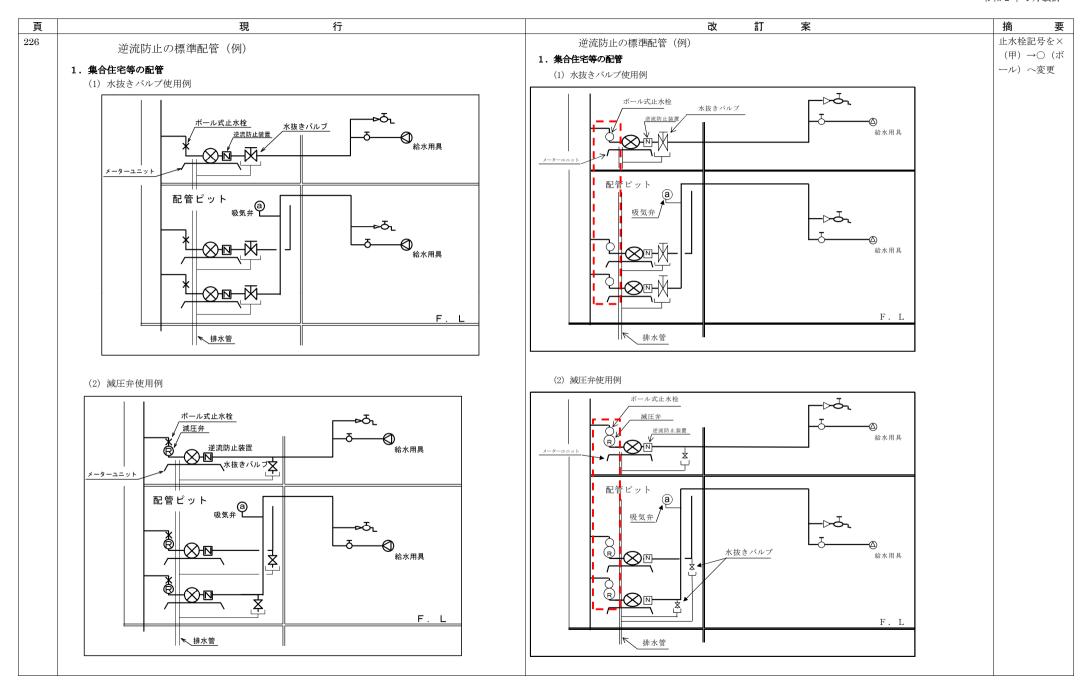












要

4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出 258

(1) 給水装置丁事設計施工指針「1.8給水装置丁事の種類」 < 解説 > 3. 修繕丁事の適用で定める修繕丁事 を行った場合は、施工した内容が省令で定める構造及び材質の基準に適合していることを確認し、施 工完了後速やかに修繕工事施行届を所管の料金課に提出すること。

行

- (2) 修繕工事施行届には、施工場所、修繕内容、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、お客様番号 (栓番)、修理完了時のメーター指針等を必ず記載すること。(指針が記入出来ない場合は、その理由 をコメント欄に記載すること。)
- (3) 水道メーターの位置変更、水道メーター器種の変更、給水管の位置の変更、給水管の取替え等の修 繕については、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。
- (4) 修繕丁事施工図の 「メータート流給水管情報」は、新設及び既設給水管の情報を項目ごとに記入す ること。ただし、改良(布設替)不可能な単層ポリエチレン管等については、凡例記号が必要なことか ら、下記の表を参考に記入すること。

凡例記 号	残存(改良不良可能)理由
A	道路掘削規制
В	ロードヒーティング
С	技術上不可能 (障害物、基礎下等)
D	掘削拒否
Е	その他 ()

(5) 給水装置 (新設・改造・撤去)工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った 場合は、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。

5. 修繕工事に関する記録及び保管

指定事業者は、施工した修繕工事に関して給水装置ごとに申込者、施工の場所、施工完了年月日、主任 技術者の氏名、しゅん功図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項・水道法第25条 の4第3項第3号の構造・材質基準適合の確認の方法及びその結果について記録を作成し、当該記録を その作成の目から3年間保存すること。

4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出

(1) 給水装置丁事設計施工指針「1.8給水装置丁事の種類」 < 解説 > 3. 修繕丁事の適用で定める修繕丁事 を行った場合は、施工した内容が省令で定める構造及び材質の基準に適合していることを確認し、施 工完了後速やかに修繕工事施行届を所管の料金課に提出すること。

ĒΤ

室

광

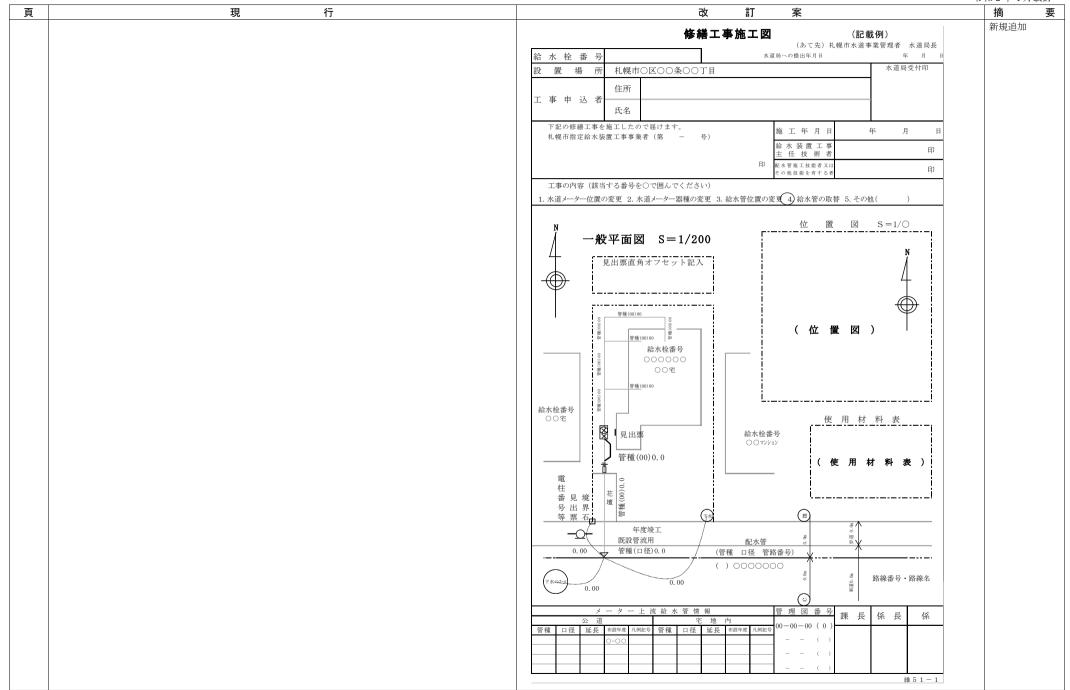
- (2) 修繕丁事施行届には、施工場所、修繕内容、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、お客様番号 (栓番)、修理完了時のメーター指針等を必ず記載すること。(指針が記入出来ない場合は、その理由 をコメント欄に記載すること。)
- (3) 水道メーターの位置変更、水道メーター器種の変更、給水管の位置の変更、給水管の取替え等の修 繕については、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。
- (4) 修繕丁事施丁図の 「メータート流給水管情報」は、新設及び既設給水管の情報を項目ごとに記入す ること。ただし、改良(布設替)不可能な単層ポリエチレン管等については、凡例記号が必要なことか ら、下記の表を参考に記入すること。

凡例記 号	残存(改良不良可能)理由
A	道路掘削規制
В	ロードヒーティング
С	技術上不可能 (障害物、基礎下等)
D	掘削拒否
Е	その他 ()

- (5) 給水装置 (新設・改造・撤去)工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った 場合は、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。
- (6) 修繕施工図の作成にあたって、施工場所、施工内容を分かりやすく図示するとともに、使用材料とそ | 文言追加 の数量を一覧表にし、記載すること。

5. 修繕工事に関する記録及び保管

指定事業者は、施工した修繕工事に関して給水装置ごとに申込者、施工の場所、施工完了年月日、主任 技術者の氏名、しゅん功図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項・水道法第25条 の4第3項第3号の構造・材質基準適合の確認の方法及びその結果について記録を作成し、当該記録を その作成の目から3年間保存すること。



			T	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1112 TT	
頁	1 - las - 3 - 3 - 44 1 Mai	現 行	Later Account to Links	改 訂 案	摘	要
272		置工事の設計施工に係る要綱等の変遷は、昭和25年に「上水道給水工事施工要綱」を		置工事の設計施工に係る要綱等の変遷は、昭和25年に「上水道給水工事施工要綱」を		
		道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定事業者のみならず建		道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定事業者のみならず建		
		も広く活用されている。	71471471	も広く活用されている。		
	これら設計施工要綱	等の変遷を明らかにするために、下記のとおり改訂の沿革を掲載する。	これら設計施工要綱	等の変遷を明らかにするために、下記のとおり改訂の沿革を掲載する。		
	記			記		
	昭和 25 年	「上水道給水工事施工要綱」(直営工事用)を制定	昭和 25 年	「上水道給水工事施工要綱」(直営工事用)を制定		
	昭和 29 年	同要綱の改訂	昭和 29 年	同要綱の改訂		
	昭和 30 年	「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作	昭和 30 年	「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作		
	昭和 31 年	「給水工事設計施工要綱」(業者工事用)を制定	昭和 31 年	「給水工事設計施工要綱」(業者工事用)を制定		
	昭和 41 年	「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊	昭和 41 年	「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊		
		従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事		従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事		
		実施要領、上水道工事に関する心得などの各要領を集約し製本した。		実施要領、上水道工事に関する心得などの各要領を集約し製本した。		
	昭和 43 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 43 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 45 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 45 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 47 年 5 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 47 年 5 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 49 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 49 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 51 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 51 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 53 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 53 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 55 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 55 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 57 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 57 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 59 年 6 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 59 年 6 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	昭和 61 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂	昭和 61 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂		
	平成 元年7月	「給水装置工事設計施工指針」に名称を変更し、全面改定を行った。	平成 元年7月	「給水装置工事設計施工指針」に名称を変更し、全面改定を行った。		
		給水装置の設計施工基準を根本から考え、その根底にある基本を表現するた		給水装置の設計施工基準を根本から考え、その根底にある基本を表現するた		
		め「絶対的基準と指導的基準」に大別し、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。		め「絶対的基準と指導的基準」に大別し、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。		
	平成 6 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」改訂	平成 6 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」改訂		
	平成 10 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」改訂	平成 10 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」改訂		
		規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同		規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同		
		施行規程の一部改定を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置		施行規程の一部改定を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置		
		標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店制度の広域化を考慮し、改		標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店制度の広域化を考慮し、改		
		訂を行った。		訂を行った。		
	平成 15 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂	平成 15 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂		
	平成 20 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂	平成 20 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂		
	平成 25 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂	平成 25 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂		
	平成 27 年 4 月	(同年8月・11月) 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂	平成 27 年 4 月	(同年8月・11月) 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂		
	平成 29 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂	平成 29 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂		
			令和 2年4月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂		